

令和2年度版

まなざし



ひとり親家庭サポートガイドブック



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

はじめに

このひとり親家庭サポートガイドブックは、ひとり親家庭の方、これからひとり親家庭になることを考えている方に向けて作成したものです。

ひとり親家庭の方は収入も主に一人分であることから、経済的に厳しい状況に置かれることが多く、また、ひとりで子育てと生計を担うことから、生活全般に余裕が持てず、いろいろな困りごとがあっても調べる時間がとれないこともあります。

そこで、ひとり親家庭の方の不安の軽減の一助となるよう、お困りごとに役立つ様々な制度や施設などを一冊にまとめましたので、ぜひご活用ください。

ひとり親とは？

次のいずれかに該当し20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

- 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）と死別し、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）をしていない方
- 配偶者と離婚し、現に婚姻をしていない方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄※されている方
- 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない方
- 未婚の方

※遺棄…配偶者が子どもと同居しないで、養育を全く放棄している状態をいいます。

※制度ごとに対象となる家庭が異なる場合があります。詳しくは各担当部署までお問合せください。

お知りになりたいことについて

- ・ 近くの手続きや相談窓口について
- ・ 法律問題（離婚・養育費・借金等）の手続きについて

ひとり親家庭をサポートしてくれる関係機関や相談窓口 >> P2、56

- ・ 生活に困った時に受けられる手当や貸付、負担の軽減をしてくれる制度について

お金に関すること >> P11～

- ・ 放課後などの居場所支援
- ・ 育児や学習のサポートについて
- ・ リフレッシュ目的などによる子どもの一時預かり
- ・ 子どもの学費等に不安がある

子育て・子どもに関すること >> P21～

- ・ 就労先を探している
- ・ 就労に向けたサポートについて
- ・ スキルアップをしたい
- ・ 資格取得をする際のサポートについて

仕事に関すること >> P37～

- ・ 住居の確保をしたい
- ・ ひとり親をサポートする最新情報の入手方法について
- ・ 仲間づくりや悩みの共有

日々の生活に関すること >> P44～

ひとり親になるとき、
なったとき >>P48

- 制度一覧(P55)
 - 相談窓口一覧(P56)
- も参考にしてください。

※法律の改正等により、制度内容の変更や廃止、新しい制度が開始される場合がありますので、利用方法や具体的な内容については、それぞれの担当部署までお問合せください。

目次

ひとり親家庭のライフステージに応じた 主な支援制度

1

手続きや相談で利用するところ

2

1 区役所

2

2 ひとり親家庭の生活・自立支援を行うところ

3

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ

3 法的な手続きや支援を行うところ

3

(1) 横浜家庭裁判所川崎支部

(2) 法テラス川崎

(3) 養育費相談支援センター

4

(4) F P I C横浜ファミリー相談室

4 住まい・生活に関する支援を行うところ

5

(1) 母子生活支援施設

(2) だいJOBセンター

(3) すくらむ21

フードバンクかわさき

5 子どもに関する支援を行うところ

5

(1) 児童相談所

(2) 児童家庭支援センター

6

6 就労や就労に向けた支援を行うところ

6

(1) ハローワーク

(2) キャリアサポートかわさき

8

(3) コネクションズかわさき

(かわさき若者サポートステーション)

(4) 福祉人材バンク

(5) だいJOBセンター(再掲)

7 人権の侵害に関する支援を行うところ

9

(1) 川崎市人権オンブズパーソン

8 外国人への支援を行うところ

9

(1) 川崎市国際交流センター

(2) かながわ外国人すまいサポートセンター

10

9 DV被害に関する支援を行うところ

10

(1) 川崎市DV相談支援センター

お金に関すること

11

1 ひとり親家庭になったら

12

(1) 児童手当 (2) 児童扶養手当

(3) 遺族基礎年金

13

(4) ひとり親家庭等医療費助成

(5) 災害遺児等福祉手当

15

(6) JR通勤定期券割引制度 (7) ひとり親家庭等通勤交通費助成金

(8) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

(9) 寡婦(夫)控除

16

(10) 寡婦(夫)控除みなし適用 (11) 非課税貯蓄制度

2 生活に困ったら

18

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

(2) 国民年金保険料免除制度

(3) 国民年金保険料納付猶予制度

(4) 国民健康保険料の軽減・減免

19

(5) 生活保護 (6) 生活資金貸付事業

子どもに関すること

21

1 子育て・保育・居場所

24

(1) 幼児教育・保育の無償化

24

(2) 認可保育所等

(3) 川崎認定保育園保育料補助

(4) 幼稚園

25

(5) 幼稚園児保育料等補助金

(6) わくわくプラザ

(7) 子育て支援・わくわくプラザ事業

(8) こども文化センター

26

(9) 病児・病後児保育施設

(10) 一時保育

(11) 地域子育て支援センター事業

(12) 子育て悠遊サロン(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)

27

(13) ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)

(14) ふれあい子育てサポート事業

(15) 日曜日保育

28

(16) 子育て支援サービス(シルバー人材センター)

(17) 子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)

2 育児の悩みの相談やサポート

29

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業(再掲)

29

(2) 地域子育て支援センター事業(再掲)

(3) 子育て悠遊サロン(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)(再掲)

(4) 児童家庭支援センター(再掲)

(5) 児童相談所(再掲)

(6) 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

(7) 産後ケア事業

(8) 栄養食品支給

(9) ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲)

30

(10) ふれあい子育てサポート事業(再掲)

(11) 子育て支援サービス(シルバー人材センター)(再掲)

(12) 日曜日保育(再掲)

(13) 子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)(再掲)

3 子どもの就学等に関すること

30

(1) 就学援助

30

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(就学支度資金・修学資金)

(3) 川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学金」等の免除

(4) 県立高校入学検定料等免除・一部補助制度

31

(5) 川崎市高等学校奨学金(入学支度金)

(6) 川崎市高等学校奨学金(学年資金)

(7) 神奈川県高等学校奨学金

32

(8) 高等学校等就学支援金

(9) 神奈川県高校生等奨学給付金

(10) 私立高等学校等生徒学費補助金

33

(11) 神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金

(12) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金(再掲)

(13) 川崎市大学奨学金

(14) 高等教育の修学支援新制度

34

(15) 日本学生支援機構奨学金

(16) 国の教育ローン

(17) あしなが奨学金

35

(18) 交通遺児育英会奨学金

(19) 生活福祉資金(教育支援資金)

(20) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(21) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(修業資金等)

36

4 学習・生活習慣習得支援

36

(1) フレンドリースペース

36

(2) 学習支援・居場所づくり事業

仕事に関すること	37
(1) ハローワーク (再掲)	38
(2) 福祉人材バンク (再掲)	
(3) だいJOBセンター (再掲)	
(4) すくらむ21 (再掲)	
(5) キャリアサポートかわさき (再掲)	
(6) コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション) (再掲)	
(7) 母子・父子福祉センターサン・ライブ事業	
(8) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (再掲)	
(9) 自立支援教育訓練給付金事業	39
(10) 高等職業訓練促進給付金等事業	
(11) 高等職業訓練促進資金貸付事業	40
(12) 求職者支援制度 シングルマザーの自立支援 (一社)日本シングルマザー支援協会の取組	41
(13) 職業能力開発施設	43
ア 横浜市中央職業訓練校	
イ 県立東部総合職業技術校・西部総合職業技術校	
ウ 県立東部総合職業技術校二俣川支所	

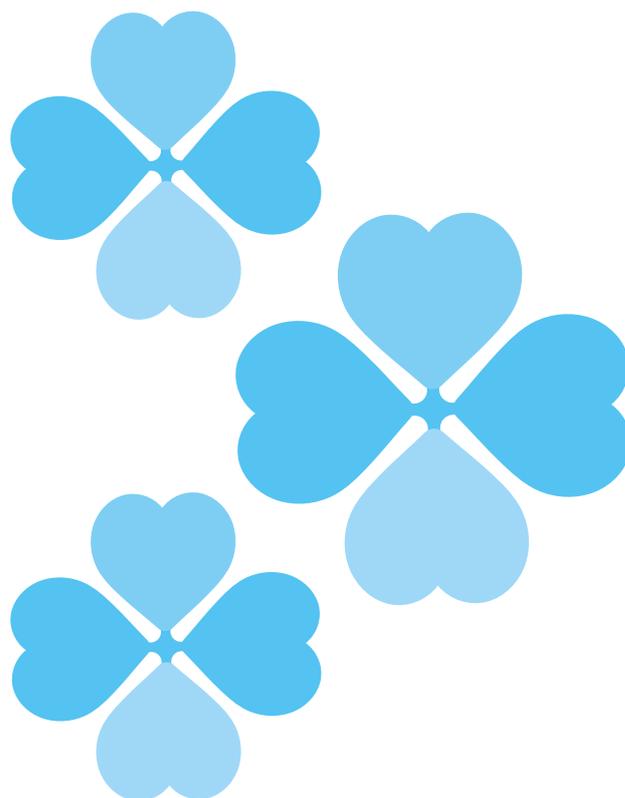
日々の生活に関すること	44
1 住まいのこと	45
(1) 相談窓口	
ア すまいの相談窓口	
イ 障害者相談支援センター	
ウ かながわ外国人すまいサポートセンター (再掲)	
(2) 公営住宅	
ア 市営住宅	
イ 県営住宅	
(3) 母子緊急一時保護事業	
(4) 母子生活支援施設 (再掲)	
(5) 居住支援制度	
(6) 住居確保給付金	46
(7) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (再掲)	
2 家事に関すること	47
(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業 (再掲)	
(2) 家事援助サービス (シルバー人材センター)	
3 生活支援講座に関すること	47
(1) 母子・父子福祉センターサン・ライブ事業	
4 ひとり親家庭支援についての情報収集をしたい	47
(1) ひとり親家庭応援メルマガ	
(2) ひとり親応援ツイッター	
(3) ホームページ	
ア 川崎市ホームページ (子育て応援ナビ)	
イ 母子・父子福祉センターサン・ライブホームページ	
(4) 子育てアプリ	
(5) カナ・カモミール	
5 シングルマザーの仲間づくり	47
(1) つくし会 (一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会)	
(2) シングルマザーほっとサロン	

ひとり親家庭になるとき、なったとき	48
1 離婚を考えている方	48
(1) 離婚の種類	
(2) 国際離婚	49
ア 日本で離婚する場合	
イ 外国で離婚する場合	
(3) 離婚をするときに確認しておきたいこと	
ア 親権	
イ 子どもの戸籍	
ウ 養育費	
エ 面会交流	
オ 財産分与	
カ 慰謝料	
2 死別によりひとり親になった方	51
3 子の遺棄によりひとり親になった方	51
4 未婚の親になった方	51
(1) 未婚の親になるときに確認しておきたいこと	
離婚によりひとり親になった方の手続き一覧	52
死別によりひとり親になった方の手続き一覧	53
未婚の親になった方の手続き一覧	54

制度一覧	55
-------------	-----------

相談窓口一覧	56
---------------	-----------

区役所・支所の問合せ先一覧	58
----------------------	-----------



ひとり親家庭のライフステージに応じた主な支援制度

子どもの状況	就学前	小学生	中学生	高校生	大学生	就労
学費 (年間平均)※				公立25万円 私立74万円	公立66万円 私立136万円	
準備・考えて おきたいこと	子どもの成長に伴い、今まで受けていた各種手当や扶養控除など制度が活用できなくなりますが、経済的に自立した生活を営むことができますよう準備しておきましょう。					
	これからの 自分と子どもの生活	親が就労等でない時、 放課後の子ども居場所	高校への進学に向けた 学費等(奨学金等支援制度)	大学等への進学に向けた 学費等(奨学金等支援制度)		
お金に 関すること P11	児童手当		通学助成		通勤助成	
	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(生活・転宅資金等)					
子どもに 関すること P21	幼稚園					
	保育所	わくわくプラザ事業				
		こども文化センター				
	ひとり親家庭等日常生活支援事業(子育て支援)ふれあい子育てサポート事業					
仕事に 関すること P37	地域子育て支援センター事業	学習支援・居場所づくり事業				
		就学援助				
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(就学支度・修学)				
		高等学校等就学支援金 日本学生支援機構奨学金				
日々の生活に 関すること P44	就業相談・就業支援講座等(ハローワーク、母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業、すくらむ21、キャリアサポートかわさき、だいJOBセンター等)					
	高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業					
	すまいの相談窓口、公営住宅					
	母子生活支援施設					
	ひとり親家庭等日常生活支援事業(生活援助)					
	生活相談・生活支援講座(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)					

※出典：文部科学省「平成26年度 子どもの学習費調査」
独立行政法人日本学生支援機構「平成26年度 学生生活調査」

手続きや相談で利用するところ

関係機関一覧

*…備考欄参照

機関名	生活支援※	子育て支援※	就業支援※	対象家庭			子の年齢			所得制限		備考	記載ページ
				母子	父子	寡婦	不問	20歳未満	18歳未満	あり	なし		
母子・父子福祉センターサン・ライヴ	●	●	●	●	●	●	●				●		3
横浜家庭裁判所川崎支部	*			●	●	●	●				●	家事事件申立、家事手続案内等	3
法テラス川崎	●			●	●	●	●			●			3
養育費相談支援センター	●			●	●	●	●				●		4
FPIC横浜ファミリー相談室	●			●	●	●	●				●		4
母子生活支援施設	●	●		●					●		●		5
だいJOBセンター	●		●	●	●	●	●				●		5
すくらむ21	●	●	●	●	●	●	●				●		5
児童相談所	●	●		●	●	●			●		●		5
児童家庭支援センター	●	●		●	●	●			●		●		6
ハローワーク			●	●	●	●	●				●		6
キャリアサポートかわさき			●	●	●	●	●				●		8
コネクションズかわさき (かわさき若者サポートステーション)			●	●	●	●	*	*	*		●	15歳～49歳	8
福祉人材バンク(川崎市社会福祉協議会)			●	●	●	●	●				●		8
川崎市国際交流センター	●			●	●	●	●				●		9
かながわ外国人すまいサポートセンター	●			●	●	●	●				●		10
障害者相談支援センター	●			●	●	●	●				●		45
川崎市DV相談支援センター	●			●	●	●	●				●		10

※具体的な内容の詳細については、各機関にお問合せください。

関係機関案内

1 区役所

(1) 区民課

- ・出生届、死亡届、婚姻届、離婚届など戸籍に関すること
- ・住所変更、住民票に関すること
- ・児童手当、市立小中学校への就学に関すること など

(2) 児童家庭課

- ・認可保育所の入所に関すること
- ・児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に関すること など

(3) 保険年金課

- ・国民健康保険、小児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、国民年金、後期高齢者医療、介護保険料に関すること など

(4) 保護課

- ・生活保護に関すること

(5) 地域支援課

- ・子ども・子育て相談、健康相談、健康診査、予防接種に関すること など

2 ひとり親家庭の生活・自立支援を行うところ

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ

ひとり親家庭等の生活の安定や自立を支援しています。生活・就業相談、情報の提供、生活・就業支援講座や研修の実施、福祉活動の場を提供しています。

【相談内容】

種別	内容	相談時間
生活相談	育児や家事、精神面・健康面の健康管理等生活一般についての相談	9:30～16:00（水・金は20:00まで）
就業相談	資格取得の情報提供や再就職・転職までのプラン作り、就職についての相談	
女性弁護士による法律相談	離婚、親権、養育費、財産分与、慰謝料、借金等法律に関する相談（離婚によりひとり親家庭となる予定の方の相談可）	毎月第2金曜（8月を除く）18:30～20:00 奇数月第4金曜13:30～15:00の間で 1人30分（1か月前から事前予約制、同一問題について3回まで）
1級ファイナンシャルプランナーによる生活・家計相談	家計の見直し、教育資金の準備、老後の生活設計など暮らしとお金の相談（離婚によりひとり親家庭となる予定の方の相談可）	毎月第2土曜（8月を除く） 13:30～15:00の間で1人30分 （1か月前から事前予約制）

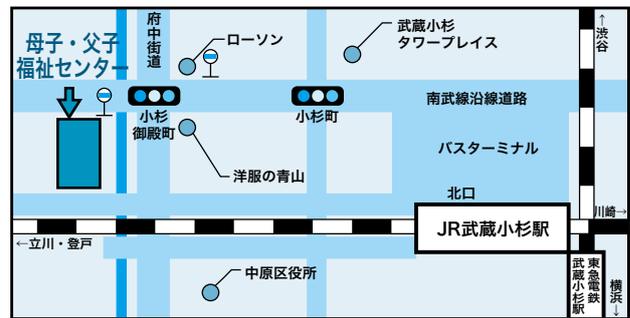
【開所時間】 9:00～17:00（水・金 9:00～21:00）

【休所日】 月、第2・4日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、月曜日が祝日の場合の翌日

【所在地】 中原区今井上町1-34 和田ビル2階

【アクセス】 武蔵小杉駅 徒歩10分

【問合せ】 044-733-1166



3 法的な手続きや支援を行うところ

(1) 横浜家庭裁判所川崎支部

夫婦、親子、親族などに関する様々な家庭内の問題を、申立てにより、調停や審判等を行うことで解決をしていくところです。家庭裁判所では、どこの裁判所にどのような申立てができるのかを案内する家事手続案内も実施しています。

Check!

相談窓口一覧（P56）の法律関係の部分も併せてご覧ください。

■家庭裁判所で行う主な手続き

- ① 調停…離婚、親権者の指定・変更、養育費の請求、財産分与、面会交流、慰謝料など
- ② 審判…子の氏の変更、失踪宣告など
- ③ 訴訟…離婚など
- ④ 履行勧告…家庭裁判所で決まった事項を相手方に実行するように勧告すること（強制力はありません。）。

【申立ての際の費用】 所定の手数料（調停又は審判は1件800円又は1,200円分の収入印紙※）と連絡用の切手代

※訴訟の手数料は、訴える内容により異なります。詳しくはお問合せください。

【受付時間】 9:00～11:30、13:00～16:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

【所在地】 川崎区富士見1-1-3

【アクセス】 京急川崎駅 徒歩10分、川崎駅よりバス教育文化会館前（下車） 徒歩1分

【問合せ】 044-222-1316

(2) 法テラス川崎

国によって設立された、法的トラブル解決のための「総合案内所」です。お困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を無料でご案内します。また、経済的に余裕のない方には、無料法律相談をご案内します。

【開所時間】 9:00～17:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

【所在地】 川崎区駅前本町11-1パシフィックマークス川崎ビル10階

【アクセス】 川崎駅 徒歩1分、京急川崎駅 徒歩2分

【問合せ】 0570-078309（IP電話をご利用の場合は050-3383-5366）

ごぞんじですか？ 民事法律扶助制度について

経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士、司法書士費用の立替えをする制度です。

【利用条件】

- ① 収入等が一定額以下であること

	手取月収額の基準	資産合計額の基準 (現金、預貯金との合計額)
単身	18万2,000円以下	180万円以下
2人家族	25万1,000円以下	250万円以下
3人家族	27万2,000円以下	270万円以下
4人家族	29万9,000円以下	300万円以下

- ② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談等により紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みのあるものなども含みます。

- ③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

【無料法律相談実施内容】1回30分で同一問題につき3回まで

【実施場所】法テラス又は法テラスと契約している弁護士、司法書士の事務所

(3) 養育費相談支援センター

養育費や面会交流に関する相談に応じています。

【電話相談】

03-3980-4108 (ご希望により、当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。)

0120-965-419 (携帯電話は使えませんので上記番号におかけください。)

平日(水を除く) 10:00~20:00

水(祝日を除く) 12:00~22:00

土、祝日 10:00~18:00

【メール相談】

info@youikuhi.or.jp (相談員が、数日中に回答を送信します。)

※回答はPCから送信しますので、迷惑メール拒否設定をされている方は受信可能な設定にしてください。

(4) FPIC横浜ファミリー相談室

家族(夫婦、親子)関係の相談、面会交流の支援をしています。相談は電話による予約が必要です。なお、電話相談は受付していません。

【相談料】面接相談の料金は、1時間当たり5,000円です。

※相談時間が1時間を超えた場合は、30分ごとに2,000円が加算されます。

【開所時間】10:00~16:30

【休所日】土日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

【所在地】横浜市中区吉浜町1-9 エトアール吉浜405号

【アクセス】石川町駅 徒歩3分

【問合せ】045-226-3656

4 住まい・生活に関する支援を行うところ

(1) 母子生活支援施設

18歳未満の子どもの母等を保護し、自立の促進のためにその生活を支援する入所施設です。

日常生活への援助や、就労に向けての自立支援のほか、一時保育やクラブ活動など、子どもの健全育成のための活動を行っています。

【問合せ】各区地域みまもり支援センター地域支援課、各地区健康福祉ステーション地区支援担当

(2) だいJOBセンター(川崎市生活自立・仕事相談センター)

失業等で生活にお困りの方の支援を行う相談窓口です。

「仕事がなかなか見つからない」、「家賃が払えない」、「生活費に困っている」、「家計のやりくりがうまくできない」、「こころの病気について相談したい」など、就職のことや経済的なこと、生活のこと、こころのことなど、専門の相談員が寄り添いながら総合的にサポートします。

【利用できる方】 市内在住の失業等で生活にお困りの方、生活保護を受けていない方

【開所時間】 10:00~18:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

【所在地】 川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル5階

【アクセス】 川崎駅 徒歩2分、京急川崎駅 徒歩1分

【問合せ】 044-245-5120

(3) すくらむ21(川崎市男女共同参画センター)

法律講座、再就職したい女性のための支援セミナー、個別キャリア相談、パソコン講座、子育てサロン、パパサロン、シングルマザーほっとサロンなど、各種事業を実施しています。

【開所時間】 8:30~21:30

【休所日】 偶数月第3火、年末年始(12/29~1/3)

【所在地】 高津区溝口2-20-1

【アクセス】 武蔵溝ノ口駅、溝の口駅 徒歩10分

【問合せ】 044-813-0808

【HP】 <https://www.scrum21.or.jp/>

ごぞんじですか? シングルファーマー事例集

『みんなどうしてる? 川崎市に暮らすひとり親男性に聞きました』配布中
すくらむHPでも全ページ掲載中



ごぞんじですか? フードバンクかわさき

- ・様々なサポート機関と連携しながら、生活の立て直しをお手伝いします。
- ・オーダーをききながら、直接生活が苦しい世帯へ食品などをお届けしています。
- ・川崎市だけのフードバンクではなく、川崎発でお届けするフードバンクです。

【利用できる世帯】 生活保護を受給していないご家庭・生活保護未満の状況のご家庭

【HP】 <http://fb-k.jp/>

【問合せ】 044-440-4444

フードバンクかわさき→



5 子どもに関する支援を行うところ

(1) 児童相談所

子ども(18歳未満)たちのより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づいて設置された専門の相談機関です。

子どもに関して気になることをご相談いただき、専門の職員(児童福祉司、児童心理司、医師など)がご家族と一緒に問題解決にあたります。

相談は無料です。相談内容の秘密は、かたく守ります。

【相談内容】 しつけ、家庭教育、障害、落ち着きがないなどの気になる性格・行動、非行、不登校など

【開所時間】 8:30~17:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

施設名	地区	所在地	アクセス	問合せ
こども家庭センター (中央児童相談所)	川崎・幸・ 中原区	幸区鹿島田1-21-9	鹿島田駅 徒歩5分	044-542-1234
中部児童相談所	高津・宮前区	高津区末長1-3-9	武蔵溝ノ口駅 徒歩15分	044-877-8111
北部児童相談所	多摩・麻生区	多摩区生田7-16-2	生田駅 徒歩5分	044-931-4300

ごぞんじですか？かながわ子ども家庭110番相談LINE

子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、子どもに関わる相談を専門の相談員が無料で受けします。保護者の方はもちろん、子どものみなさんからの相談もお待ちしています。
※相談の秘密は必ず守ります。

- 【対象】神奈川県内にお住いの子ども、保護者の方
【相談受付日・時間】月曜日から土曜日 9:00~20:00 (年末年始を除く)
【友だち追加】LINEアプリのホーム画面の検索で、
ID [@kana_kodomo110] で検索して追加。
※「友だち検索」機能ではありません。

公式LINE→
アカウント



(2) 児童家庭支援センター

子ども(18歳未満)と家庭のための地域の相談機関です。

子育てや家庭の悩みを一緒に考えながら、専門のスタッフ(臨床心理士、社会福祉士、保育士等)が、問題解決のお手伝いをします。

相談は無料です。相談内容の秘密は、かたく守ります。

【相談内容】子育てに自信がもてない、子どもの発達が気になる、不登校など

【開所時間】9:00~17:00(しゃんぐりら及びはくさん 9:00~18:00)

【休所日】土日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

施設名	地区	所在地	アクセス	問合せ
あいせん 児童家庭支援センター	川崎区	川崎区浜町2-22-16	バス浜町3丁目 下車徒歩3分	044-201-4772
しゃんぐりら こども家庭支援センター	川崎・幸・ 中原区	幸区東小倉6-1	鹿島田駅 徒歩5分、 新川崎駅 徒歩10分	044-520-3608
SNG 児童家庭支援センター	幸・中原区	中原区木月伊勢町3-3	元住吉駅 徒歩7分	044-711-8484
まぎぬ 児童家庭支援センター	高津・宮前区	宮前区馬絹1-24-5	宮前平駅 徒歩7分	044-863-7855
かわさきさくら 児童家庭支援センター	高津・宮前・ 多摩・麻生区	多摩区菅稲田堤1-10-5	稲田堤駅 徒歩2分	044-944-3981
はくさん 児童家庭支援センター	多摩・麻生区	麻生区白山1-1-5	バス白山北緑地前 下車徒歩1分	044-712-4073

6 就労や就労に向けた支援を行うところ

(1) ハローワーク

職業紹介・職業相談、求人開拓、職業訓練の受講あっせん、失業等給付金の支給等を行っています。

【内容】

- ①職業紹介・職業相談
- ②雇用保険関連業務(失業等給付金、専門実践教育訓練給付、教育訓練支援給付金の支給業務)
- ③職業訓練の受講あっせん、職業訓練受講給付金の支給
- ④専門援助を必要とする求職者(学卒、障害者等)に対する職業紹介・職業相談

ア ハローワーク川崎（マザーズコーナー併設） 【川崎市内の所轄地域】川崎区・幸区
【開庁時間】 月～金 8:30～17:15
 月・水・金 17:15～19:00夜間開庁（求人検索、一般職業相談・紹介のみ）
 第2・4土 10:00～17:00（求人検索、一般職業相談・紹介のみ）
【休 庁 日】 第1・3・5土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
 ※休庁日は変更になる場合があります。来庁の際はホームページをご確認ください。
【所在地】 川崎区南町17-2
【アクセス】 川崎駅 徒歩8分
【問合せ】 044-244-8609

イ ハローワーク川崎北（マザーズコーナー併設） 【川崎市内の所轄地域】川崎区・幸区以外
【開庁時間】 月～金 8:30～17:15
 第1・3土 10:00～17:00（職業相談・紹介、求人検索のみ）
【休 庁 日】 第2・4・5土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
 ※休庁日は変更になる場合があります。来庁の際はホームページをご確認ください。
【所在地】 高津区久本3-5-7 新溝ノ口ビル4階
【アクセス】 武蔵溝ノ口駅・溝ノ口駅 徒歩10分
【問合せ】 044-777-8609

ごぞんじですか？ マザーズコーナー

子育て女性等に対する就業支援サービスの提供をしています。

【内容】

- ・担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介セミナー等
- ・仕事と子育てが両立しやすい求人の確保による求人情報の提供
- ・保育関連情報の提供
- ・子供連れで来所しやすいキッズコーナー・ベビーチェアの設置や安全サポートスタッフの配置
- ・公的職業訓練の受講あっせん

ウ ハローワークプラザ新百合ヶ丘

ハローワークの付属施設で、職業相談・職業紹介のみ行っています。

【開庁時間】 月～金 9:30～18:00
【休 庁 日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
【所在地】 麻生区万福寺1-2-2 新百合トウエンティワン1階
【アクセス】 新百合ヶ丘駅 徒歩2分
【問合せ】 044-969-8615

エ 福祉から就労・自立サポート窓口

児童扶養手当受給者、生活保護受給者、住居確保給付金受給者等に対して、ハローワークから派遣された就職支援ナビゲーターが、担当者制により、個人ごとによりきめ細かい職業紹介・職業相談（予約制）をしています。

【開所時間】 8:45～17:15（12:00～13:00を除く。）
【休 所 日】 土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
【設置場所】

①田島地区

田島地区健康福祉ステーション（田島福祉事務所）内2階
 問合せ：044-355-5270

③宮前区

宮前区役所内2階
 問合せ：044-862-8828

②幸区

幸区役所内2階
 問合せ：044-556-0016

④多摩区

多摩区役所内7階
 問合せ：044-930-1090

(2) キャリアサポートかわさき

就職に関する総合相談窓口として、求職者に個別カウンセリングを行い、ニーズに応じた求人情報を探し、紹介する就業マッチングを行っています。託児サービス付きの女性就職相談や就職活動で役立つセミナーなど多数の支援プログラムを用意しています。

また、就職氷河期世代を対象とした短期集中セミナーや市内中小企業との面接会を開催し、正社員に向けての就職促進を図ります。

【相談時間】 月～土 10:00～17:00 (火は10:00～20:00)

※託児サービス付き女性就職相談 火 9:30～16:00

※就職氷河期世代等相談窓口 第2・4木 10:00～20:00

【出張相談】 川崎区内の施設・麻生区役所 月、木 10:00～16:00

【利用できる方】 求職者等

【開所時間】 9:00～17:00 (火は9:00～20:00)

【休所日】 日、祝日、年末年始 (12/29～1/3)

【所在地】 高津区溝口1-6-10 てくのかわさき5階

【アクセス】 武蔵溝ノ口駅・溝の口駅 徒歩5分

【問合せ】 0120-95-3087(月～金 9:00～17:00)

044-811-6088(月～土 9:00～17:00、火 9:00～20:00)

(3) コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)

働くことに不安を抱える若者とその家族を対象に、個別相談、臨床心理士による心理カウンセリング、職業人セミナー・職場体験、コミュニケーションセミナー、家族を対象にしたセミナー、パソコン講座などを実施しています。

【利用できる方】 15歳から49歳まで

【開所時間】 月、火、木、金、土 10:00～18:00

【休所日】 水、日、祝日、年末年始 (12/29～1/3)

【所在地】 高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階

【アクセス】 武蔵溝ノ口駅・溝の口駅 徒歩5分

【問合せ】 044-850-2517

(4) 福祉人材バンク(川崎市社会福祉協議会)

様々な福祉の仕事の無料職業紹介事業、就職相談を行っています。

【利用できる方】 福祉関係の仕事を探している方

【開所時間】 9:00～17:00

相談・登録受付時間…9:00～11:45 13:00～16:30

【休所日】 土日、祝日、年末年始 (12/29～1/3) 及び就職相談会開催日

【所在地】 中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター5階

【アクセス】 武蔵中原駅 徒歩3分

【問合せ】 044-739-8726

(5) だいJOBセンター(再掲) P5参照

7 人権の侵害に関する支援を行うところ

(1) 川崎市人権オンブズパーソン

子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害の相談や救済活動を行う川崎市の機関です。匿名での相談も可能です。

■子ども いじめや虐待、学校での友達関係の悩みなど、詳しくお話を聴き、問題解決に向けて助言や支援を行います。また、救済の申立てを受けたときには、お子様の思いに寄り添いながら、第三者としての立場で関係者や関係機関と調整などを行い、問題の解決を図ります。本人だけでなく、家族や友達なども相談できます。

子どもあんしんダイヤル 0120-813-887 (子ども専用・無料)

大人の方用 044-813-3110

■男女平等 DVやセクハラ、性差別などの相談・救済を行っています。

男女平等の相談 044-813-3111

【相談受付日時】月・水・金 13:00～19:00、土 9:00～15:00

【休所日】祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】高津区溝口2-20-1 川崎市男女共同参画センター4階

【アクセス】武蔵溝ノ口駅、溝の口駅 徒歩10分

8 外国人への支援を行うところ

以下の場所で、多言語による日常生活の困りごとの相談ができます。

(1) 川崎市国際交流センター

【相談言語・相談日】英語	(月・火・水・木・金・土 10:00～12:00、13:00～16:00)
中国語	(月・火・水・木・金・土 10:00～12:00、13:00～16:00)
韓国・朝鮮語	(火・木 10:00～12:00、13:00～16:00)
ポルトガル語	(火・金 10:00～12:00、13:00～16:00)
スペイン語	(火・水 10:00～12:00、13:00～16:00)
タガログ語	(火・水 10:00～12:00、13:00～16:00)
ベトナム語	(火・金 10:00～12:00、13:00～16:00)
タイ語	(月・火 10:00～12:00、13:00～16:00)
インドネシア語	(火・水 10:00～12:00、13:00～16:00)
ネパール語	(火・土 10:00～12:00、13:00～16:00)
やさしい日本語	(月・火・水・木・金・土 10:00～12:00、13:00～16:00)

【所在地】中原区木月祇園町2-2

【アクセス】元住吉駅 徒歩12分

【問合せ】044-435-7000

【相談専門ダイヤル】044-455-8811

(2) かながわ外国人すまいサポートセンター

住まいの仲介をしてくれる不動産店の紹介や言葉や習慣の違いから起こる入居退去時のトラブル等の相談を受け付けています。曜日によって対応言語が異なりますので、ホームページでご確認ください。

【受付時間】 10:00~17:00

【休所日】 土日、祝日、年末年始

【所在地】 横浜市中区常盤町1-7 横浜YMCA2階

【アクセス】 関内駅 徒歩5分

【問合せ】 045-228-1752

【HP】 sumasen.com

9 DV被害に関する支援を行うところ

(1) 川崎市DV相談支援センター（電話相談）

配偶者等からの暴力（DV／ドメスティック・バイオレンス）の被害に関する相談、緊急時の安全を確保するための相談、問題解決に向けた情報や制度、相談機関等の紹介などを行っています。性別を問わず、受け付けています。

【相談受付】 月～金（祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。） 9:30～16:30

【問合せ】 044-200-0845

お金に関すること

1 ひとり親家庭になったら

手当・助成	
児童手当	P12
児童扶養手当	P12
遺族基礎年金	P13
ひとり親家庭等医療費助成	P14
災害遺児等福祉手当	P15
ひとり親家庭等通勤交通費助成金	P15
ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	P15

免除等	
JR通勤定期券割引制度	P15
寡婦(夫)控除	P16
寡婦(夫)控除みなし適用	P16
非課税貯蓄制度	P16

2 生活に困ったら

生活費等が足りない

貸付	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 生活資金 医療介護資金 等	P18
生活資金貸付事業	P19

手当・助成制度とは異なり、やむを得ず一時的にまとまった金額が必要となる方等が利用できる貸付制度です。

免除等	
国民年金保険料免除制度	P18
国民年金保険料納付猶予制度	P18
国民健康保険料の軽減・減免	P19

支払いや納付などに関する負担を軽減する又は免除する制度となっています。

手当・助成	
生活保護	P19

お子さんの学校生活の費用

子どもに関すること(P21～)をご覧ください。

住まいのこと

日々の生活に関すること(P44～)をご覧ください。

1 ひとり親家庭になったら

(1) 児童手当

中学校卒業まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給します。受給するためには申請が必要です。支給の開始は申請月の翌月分からです。なお、離婚などにより受給者が変更になる時も改めて申請が必要です。申請が遅れると、さかのぼっては支給されませんのでご注意ください。

公務員の方（独立行政法人等を除く）は勤務先からの支給になりますので勤務先にお問合せください。

【支給月額】

3歳未満15,000円、3歳以上小学校卒業まで（第1子・第2子）10,000円

第3子以降15,000円、中学生10,000円

（ただし、所得限度額以上の世帯は特例給付として月額一律5,000円支給）

【支給月】年3回（6月・10月・2月）

【申請・問合せ】各区民課住民記録第2係、支所区民センター児童手当担当

(2) 児童扶養手当

父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方）を監護している父母又は父母に代わって子どもを養育している方に手当を支給します。ただし、所得制限があります。

【手当額】

子ども1人のとき 月額43,160円（所得額に応じて43,150円～10,180円）

子ども2人のとき 月額10,190円（所得額に応じて10,180円～5,100円を加算）

子ども3人のとき 月額 6,110円（所得額に応じて6,100円～3,060円を加算）

※（ ）は手当の一部を受給できる方の手当額

【利用できる方】

日本国内に住所があつて、次の支給要件に該当する子どもを監護している父、母又は父母に代わって子どもを養育している方が児童扶養手当を受けることができます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父又は母が死亡した子ども
- ③父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある子ども
- ④父又は母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父又は母から1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧母が婚姻しないで生まれた子ども
- ⑨父・母ともに不明である子ども（孤児など）

【所得制限】

請求者及び扶養義務者等の前年（1～9月までの請求は前々年）の所得が所得限度額以上ある場合、その年度は、児童扶養手当の一部又は全額が支給停止となります。

①所得額は次の計算式により計算します。

$$\text{所得額} = \text{就労等による所得} + \text{養育費の80\%} - \text{諸控除}$$

養育費を受け取っている場合は、前年中に受け取った額の8割相当額を就労等による所得に加算します（父又は母に限る。）。

②所得額と、以下の扶養親族等の数に応じた所得限度額一覧表を比較してください。

■所得限度額一覧表

扶養親族等の数	令和2年度（平成31年分）		
	請求者（父、母又は養育者）		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	手当の全額を受給できる方 （全部支給）	手当の一部を受給できる方 （一部支給）	
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,250,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
扶養親族等が2人以上の場合、1人につき38万円を加算した額			

※扶養義務者とは、民法第877条第1項（「直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養をする義務がある」）に定められた方です。
 ※扶養親族等の数は、令和元年12月31日現在の税法上の扶養親族等の人数です。

【支給期間】

請求のあった日の属する月の翌月から養育している子どもが18歳に達する日以後最初の3月31日まで（政令で定める程度の障害がある場合は20歳未満の子ども）

【支給されないとき】

（子どもが）

- ①児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
- ②申請者でない父又は母と生計を同じくしているとき（父又は母が障害による受給の場合を除く）
- ③父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき
- ④日本国内に住所を有しないとき

（父又は母もしくは養育者が）

- ⑤婚姻の届出はしなくても事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（父又は母に限る。）
- ⑥日本国内に住所を有しないとき

【支給月】年6回（1月・3月・5月・7月・9月・11月）

【申請・問合せ】各区児童家庭課児童家庭サービス係、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

ごぞんじですか？ 児童扶養手当の現況届及び一部支給停止について

児童扶養手当の認定を受けた方は、毎年8月に現況届を各区児童家庭課又は地区健康福祉ステーションに提出することが必要です。提出をしないと11月分以降の手当を受けることができなくなるので、注意しましょう。なお、所得制限により支給停止となっている方も、受給資格はありますので、現況届を提出する必要があります。

また、児童扶養手当の受給から5年等を経過したときは、手当額の一部支給停止の対象となります。ただし、必要な手続きを行うことで、従来どおりの支給となる場合があります。対象となる方には事前にお知らせをお送りしますので、必ずお読みになって必要な手続きを行ってください。

(3) 遺族基礎年金

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金を受ける資格期間（原則として25年）を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。子は18歳に達する日以降の最初の3月31日までであること（国民年金法の障害等級表1級・2級の障害のある子の場合は20歳未満であること）かつ、婚姻していないことが条件です。

【支給要件】

次のいずれかに該当する方が死亡したとき、子のある配偶者又は子に支給します。

- ①国民年金の被保険者
- ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である方
- ③老齢基礎年金の受給権者
- ④老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たした方

※①、②の場合、納付要件があります。

【支給年額】(令和2年度) ※年金額は毎年度改定されます。

■子のある配偶者 子1人:1,006,600円、子2人:1,231,500円、子3人以上:2人の時の額に1人につき75,000円を加算

■子のみ(子が2人以上いる場合の1人あたりに支給される金額は、子の人数で等分した金額になります。) 1人:781,700円、2人:1,006,600円、3人以上:2人の時の額に1人につき75,000円を加算

【申請・問合せ】各区保険年金課国民年金係、支所区民センター保険年金係

ごぞんじですか? 遺族厚生年金

厚生年金に加入中の方または加入していた方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもなどの遺族に対し支給されます。

※支給要件や保険料の納付要件がありますので詳しくはお問合せください。

【支給額】加入していた方の平均標準月額、平均標準報酬額や厚生年金の加入月数によって異なります。

【申請・問合せ】(川崎・幸区) 川崎年金事務所 044-233-0181
(中原・高津・宮前・多摩・麻生区) 高津年金事務所 044-888-0111

(4) ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(中程度以上の障害のある方、高等学校等に在学中の方は20歳未満まで)を養育するひとり親家庭、養育者家庭の方に、保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額等を除く。)を助成します。所得制限があります。

【利用できる方】

川崎市に住所があり、何らかの健康保険に加入している次の方

- ①ひとり親家庭の父又は母と養育されている子ども
- ②父母のいない子ども又は父母が監護しない子どもを養育している養育者と子ども

※「養育者」とは子どもと同居し、主としてその生計を維持している方です。

この制度で「ひとり親家庭」とは次のいずれかの状態にある子どもを養育している家庭をいいます。

- ①父又は母が死亡した子ども
- ②父母が婚姻を解消した子ども
- ③父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある子ども
- ④父又は母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父又は母から1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ⑧母が婚姻しないで生まれた子ども
- ⑨父・母ともに不明である子ども(孤児など)

※子どもを父又は母の配偶者(事実上の婚姻関係がある方を含む。)が養育している場合は除きます。

【所得制限】

父、母又は養育者、配偶者、扶養義務者についての所得制限は別表のとおりです。

■別表

扶養人数	所得限度額	収入額の目安
0人	2,440,000円	3,725,000円
1人	2,820,000円	4,200,000円
2人	3,200,000円	4,675,000円

なお、児童扶養手当において審査対象の所得に含まれる養育費については、医療費助成では審査対象の所得となりませんので、児童扶養手当の支給が停止されている場合でも、養育費部分を除いた所得が限度額未満である場合は、医療費の助成を受けられます。

また、所得が限度額未満であるものの、公的年金等の受給額が児童扶養手当支給額を上回っていることにより支給が停止されている場合も、医療費の助成を受けられます。

【申請・問合せ】各区保険年金課国保給付・医療費助成係、支所区民センター保険年金係

※令和2年1月から所得制限を緩和しています。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】こども未来局こども家庭課 044-200-2695

(5) 災害遺児等福祉手当

「災害」により18歳未満の子どもと同一生計を営む父又は母等が死亡、又は重度の障害（身体障害者1級又は2級の方）を有することになった場合、その子どもを扶養している保護者の方に手当を支給する制度です。

【手当額】子ども1人につき月額3,000円（申請月分から支給）

【支給月】年2回（9月・3月）

【申請】各区区民課住民記録第2係、支所区民センター住民記録・児童手当・就学担当

※福祉手当を受けられている方の子どもが小・中学校入学及び中学校を卒業した場合等に、祝金品を贈呈する制度があります。福祉手当受給者台帳に基づき贈呈します。

【問合せ】こども未来局こども家庭課 044-200-2674

(6) JR通勤定期券割引制度

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯について、JR通勤定期代が3割引になります。

制度を利用する方は事前に各窓口で申請の上、証明書を受け取ってください。

【申請・問合せ】各区児童家庭課児童家庭サービス係、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当、各区保護課、各地区健康福祉ステーション保護課

(7) ひとり親家庭等通勤交通費助成金

児童扶養手当受給世帯の親の就労による自立に向けて、就労先から通勤手当も支給がない、又は一部のみ支給されている場合に、通勤交通費を助成し就労によるステップアップを支援する制度です。生活保護を受けている世帯は対象になりません。

【助成金額】

月額8,000円を上限額として、次のとおり助成します。

■定期券購入の場合：6か月通勤定期代を基準とし、必要最小限度の金額を算出し助成します。

■現金(IC含む)の場合：IC料金等最も安価な料金により助成します。

【申請・問合せ】こども未来局こども家庭課 044-200-2672

(8) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、児童扶養手当を受給する世帯の高校生等の通学に係る費用を助成する制度です。生活保護を受けている世帯は対象になりません。

【助成金額】

最も経済的な経路及び方法による6か月通学定期券代を基準とし、必要最小限度の金額を助成します。

【申請方法】通学定期券を購入後、申請書類等をこども未来局こども家庭課宛て郵送により申請してください。

【申請・問合せ】こども未来局こども家庭課 044-200-2672

(9) 寡婦(夫)控除

【寡婦控除を利用できる方】

- 夫と死別若しくは離婚した後、婚姻していない方、又は夫の生死が不明な方で次のいずれかに該当する方
- ① 扶養親族又は総所得金額等が所得税の基礎控除額(38万円)以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)がある方
 - ② 前年の合計所得金額が500万円以下の方(離婚の場合を除く。)
 - ③ 扶養親族の子があり前年の合計所得金額が500万円以下の方(特定の寡婦という。)

【寡夫控除を利用できる方】

- 妻と死別若しくは離婚した後、婚姻していない方、又は妻の生死が不明な方で次の全てに該当する方
- ① 総所得金額等が所得税の基礎控除額(38万円)以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)がある方
 - ② 前年の合計所得金額が500万円以下の方

【控除額】

住民税:260,000円(特定の寡婦300,000円) 所得税:270,000円(特定の寡婦350,000円)

※その年の1月1日現在、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方は住民税が非課税となります。

※令和3年度より、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われ、寡夫控除・特定寡婦控除が未婚のひとり親に対する控除に変わり、寡婦控除も要件が改正されます。

【主な改正の内容】

- ① 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等の合計額が48万円以下)を有する単身者について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用します。
- ② 子以外の扶養親族を持つ寡婦について、男性の寡夫と同様の所得制限(前年の合計所得金額が500万円(給与収入678万円)以下)が設けられます(控除額27万円)。

【問合せ】 ■住民税

(川崎・幸区)かわさき市税事務所市民税課市民税係	044-200-3882
(中原区)こすぎ市税分室市民税担当	044-744-3231
(高津・宮前区)みぞのくち市税事務所市民税課市民税係	044-820-6560
(多摩・麻生区)しんゆり市税事務所市民税課市民税係	044-543-8958

■所得税

(川崎・幸区)川崎南税務署	044-222-7531
(中原・高津・宮前区)川崎北税務署	044-852-3221
(多摩・麻生区)川崎西税務署	044-965-4911

(10) 寡婦(夫)控除みなし適用

税法上の寡婦(夫)控除の対象にならない、未婚で20歳未満の子どもを養育するひとり親家庭を対象に、保育所保育料等について、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しています。

【利用できる方】

所得を計算する対象となる年の12月31日及びみなし適用の申請時点において、次の①から③のすべてに該当する方

- ① 未婚の母や未婚の父となっている人で、婚姻(事実婚を含む)をしていない人
- ② 生計を一にする20歳未満の子(他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。)又は20歳未満の税法上扶養する子どもがいる人(子どもは合計所得金額が38万円以下であること。また、未婚の父の場合には、生計を一にする20歳未満の子どもの場合に限る。)
- ③ 未婚の父は前年の合計所得金額が500万円以下の人。未婚の母には所得制限はありません。

【対象事業】寡婦控除みなし適用の対象事業と問合せ先一覧(P17)をご覧ください。

【控除額】税法上の控除額に準じます。

【申請方法】

ご利用されている事業の申請窓口で、申請してください。なお、1つの窓口で、複数の事業について申請をすることができます。対象事業一覧→P17参照

(11) 非課税貯蓄制度

児童扶養手当受給者の貯蓄が少額である場合、非課税貯蓄申告書と非課税貯蓄申込書を提出し、一定の確認書類を提示することを要件に非課税になります。

【非課税になる範囲】1人につき元本350万円まで

【申請・問合せ】各金融機関

寡婦(夫)控除みなし適用の対象事業と問合せ先一覧

市外局番:044

No.	事業名	申請窓口	問合せ先
1	ひとりの親家庭等日常生活支援事業	こども家庭課	こども未来局こども支援部こども家庭課母子福祉係 200-2672
2	高等職業訓練促進給付金等事業(促進給付金・修了支援給付金)		
3	子育て短期利用事業	各施設	P28参照
4	児童福祉法に基づく児童入所施設措置	各児童相談所	こども家庭センター 542-1234 中部児童相談所 877-8111 北部児童相談所 931-4300
5	児童福祉法に基づく障害児施設措置		
6	小児医療費助成事業	区保険年金課 国保給付・医療費助成係 支所区民センター 保険年金係	川崎区役所保険年金課 201-3277 大師支所区民センター 271-0159 田島支所区民センター 322-1987 幸区役所保険年金課 556-6722 中原区役所保険年金課 744-3202 高津区役所保険年金課 861-3178 宮前区役所保険年金課 856-3275 多摩区役所保険年金課 935-3231 麻生区役所保険年金課 965-5264
7	母子の保護(母子生活支援施設)	区地域みまもり支援センター地域支援課地域サポート係・地区健康福祉ステーション地区支援担当	川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課 201-3206 大師地区健康福祉ステーション地区支援担当 271-0145 田島地区健康福祉ステーション地区支援担当 322-1978 幸区役所地域みまもり支援センター地域支援課 556-6693 中原区役所地域みまもり支援センター地域支援課 744-3268 高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課 861-3259 宮前区役所地域みまもり支援センター地域支援課 856-3308 多摩区役所地域みまもり支援センター地域支援課 935-3101 麻生区役所地域みまもり支援センター地域支援課 965-5160
8	入院助産		
9	自立支援医療(育成医療)	区地域みまもり支援センター児童家庭課 児童家庭サービス係	川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 201-3219 幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 556-6688 中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 744-3263 高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 861-3250 宮前区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 856-3258 多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 935-3297 麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 965-5158
10	小児慢性特定疾病医療費支給事業		
11	認可保育所・認定こども園・地域型保育事業 2号・3号認定保育料	区地域みまもり支援センター児童家庭課 児童家庭サービス係 地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当	川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 201-3219 大師地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当 271-0150 田島地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当 322-1999 幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 556-6688 中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 744-3263 高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 861-3250 宮前区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 856-3258 多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 935-3297 麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課 965-5158
12	延長保育事業(公営保育所・民営保育所分)	*11認可保育所・認定こども園・地域型保育事業 2号・3号認定保育料について申請を行ってください。	
13	年末保育事業	こども未来局保育事業部運営管理課 200-2660	
14	一時保育事業	保育第1課	こども未来局保育事業部保育第1課 200-2662、200-1137、200-1992
15	川崎認定保育園保育料補助金事業	こども未来局保育事業部 保育第2課 200-3128	
16	乳児保育事業(おなかま保育室)		
17	病児・病後児保育事業		
18	障害児入所・通所給付費事業		
19	障害児入所・肢体不自由児通所医療費事業	川崎区役所みまもり支援センター高齡・障害課 201-3215(身・知) 201-3213(精) 大師地区健康福祉ステーション高齡・障害担当 271-0162 田島地区健康福祉ステーション高齡・障害担当 322-1984 幸区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課 556-6654(身・知) 556-6695(精) 中原区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課 744-3296(身・知) 744-3297(精) 高津区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課 861-3252(身・知) 861-3309(精) 宮前区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課 865-3304(身・知) 856-3262(精) 多摩区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課 935-3302(身・知) 935-3324(精) 麻生区役所地域みまもり支援センター高齡・障害課 965-5159(身・知) 965-5259(精)	
20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (子ども) (保護者)		
21	重度障害者訪問看護サービス等支援事業		
22	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業		
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業		
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業		
25	障害者(児)補装具費支給事業		
26	障害者(者)日常生活用具給付等事業		
27	在宅重度障害者(児)やさしい住まい推進事業		
28	重度障害者入浴援護事業		
29	障害者用自動車改造費助成事業		
30	自立支援医療(更生医療)		
31	心身障害者扶養共済制度		
32	自立支援医療(精神通院医療)		
33	精神障害者入院医療費助成金支給事業	精神保健課	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 200-3608

*令和2年4月1日現在 制度の改正に伴い対象事業に変化が生じている場合があります。

2 生活に困ったら

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の親やその子どもなどを対象として、就労のための資格取得に伴う費用、引越し費用、医療介護中など一時的な生活困窮の場合に生活を安定させるための費用など、各種資金を審査の上、貸し付けます。

【利用できる方】

■「母子福祉資金」「父子福祉資金」の貸付対象者は

- ①母子家庭の母又は父子家庭の父（配偶者のない女子又は男子で、現に20歳未満の子どもを扶養している方）
- ②母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している20歳未満の子ども
※20歳未満の子どもと20歳以上である子どもを同時に扶養している場合は、その20歳以上である子どもも対象になります。
- ③父母のいない20歳未満の子ども

■「寡婦福祉資金」の貸付対象者は

- ①寡婦（配偶者のいない女子で、かつて母子家庭の母であった方）
- ②寡婦が扶養している20歳以上の子ども
- ③40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
※①又は③で現に扶養している子どもがいない場合は、所得制限（前年又は前々年の所得が203万6千円以下）があります。

【資金一覧】P20参照

【申請方法】

- ①相談…お住まいの区の児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。
- ②申請…相談窓口に必要な書類を添えて申請してください。

【問合せ】各区児童家庭課児童家庭サービス係、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

(2) 国民年金保険料免除制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請し、承認されると、保険料の納付が免除される制度です。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。免除期間は、各種基礎年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、10年以内であれば後から保険料を納めることができます（追納）。ただし3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算金がつきます。

【利用できる方】

- ①国民年金第1号被保険者
- ②申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの申請する年度の前年所得などが一定基準以下である方や失業した方など

【申請・問合せ】各区保険年金課国民年金係、支所区民センター保険年金係

(3) 国民年金保険料納付猶予制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請し、承認されると、保険料の納付が「猶予」される制度です。猶予期間は、各種基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されず、将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、10年以内であれば後から保険料を納めることができます（追納）。ただし3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算金がつきます。

【利用できる方】

- ①50歳未満の国民年金第1号被保険者
- ②申請者本人、配偶者それぞれの申請する年度の前年所得などが一定基準以下である方や失業した方など

【申請・問合せ】各区保険年金課国民年金係、支所区民センター保険年金係

(4) 国民健康保険料の減免

① 軽減制度

倒産、解雇、雇い止めなどを理由とした離職をされた方の保険料を軽減する制度があります。軽減の適用を受けるには届出が必要です。

【要件】

令和2年度の保険料については、平成31年3月31日以降に退職された方で、雇用保険制度において特定受給資格者又は特定理由離職者として求職者給付を受ける方が対象です。

【届出】 各区保険年金課国保資格・賦課係、支所区民センター保険年金係

【問合せ】 川崎市こくほ・こうきコールセンター 044-982-0783

② 減免制度

次の理由で保険料の納付が困難で、一定の基準に該当した世帯の保険料を、申請により減額又は免除する制度があります。

【要件】

- ア 居住する家屋又は事業所などが、災害により著しく損害を受けた場合
- イ 長期にわたる病気、けがなどの理由により生活が困窮した場合
- ウ 退職、事業の休廃業などにより収入が著しく減少した場合
- エ 刑事施設、少年院などに拘禁又は収容された場合
- オ 新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡若しくは重篤な傷病を負った場合、又は感染症の影響による退職、事業の休廃止等により収入が著しく減少した場合

減免の申請は、保険料の納付期限内に行ってください。

なお、納付済みの保険料については、減免が適用されません(ア、エを除く。)

【申請】 各区保険年金課国保資格・賦課係、支所区民センター保険年金係

【問合せ】 川崎市こくほ・こうきコールセンター 044-982-0783

(5) 生活保護

生活に困っている世帯の生活を、法に基づいて保障し、その自立を助長することにより、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。

生活保護を受給する際には、その前提として、自分の持っている能力(働く能力など)、資産(貯金・土地など)、その他あらゆるものを自分の生活のために利用し、さらに扶養義務者からの援助や他の法律などによる給付を優先して受けることが必要です。

【申請・問合せ】 各区保護課、地区健康福祉ステーション保護課

(6) 生活資金貸付事業

市内の低所得世帯が不測の出費によって生計維持が困難となったとき、これを援助するための資金を無利子で貸し付けます。

【対象者】

低所得者であり、次の要件を備えているもの

- ① 本市に居住しているもの
- ② 世帯の生計を維持しているもの
- ③ 貸付金の償還が確実と認められるもの
- ④ 他から融資を受けることができないもの

【貸付限度額】

貸付金額は、1世帯30,000円以内です。

ただし、特に必要があると認めるときは、50,000円まで増額することができます。

【償還方法】

貸付月の翌月から2か月すえ置き、貸付金額が30,000円以内の場合は15か月以内、30,000円を超える場合は以後25月の均等償還となります(繰り上げ償還も可能です)。

【申請・問合せ】 各区保護課、地区健康福祉ステーション保護課

母子・父子・寡婦福祉資金一覧 ※母・母子家庭の母 父・父子家庭の父 寡婦かつて母子家庭の母だった配偶者のない方等 児童・扶養されている20歳未満の子 子・扶養されている20歳以上の子

資金の種類		貸付の条件					
資金の名称	貸付対象者	貸付金の内容	貸付限度額 (この金額内で必要額を貸付けます。) ※進学する学校等の種別によって異なる。	貸付期間	据置期間 (償還期間経過後) ※据置期間経過後は 10年以内 (専修学校一般課程は 5年以内)	1年利率 ※保証人 ありの場合	1年利率 ※保証人 なしの場合
修学資金	児童・子	高校・大学・大学院・専門学校などで修学するために必要な授業料等に充てる資金	月額 27,000円～183,000円 ※進学する学校等の種別によって異なる。	修学期間中	卒業後6か月間又は資格喪失後6か月間	—	—
就学支度資金	児童・子	高校・大学・大学院・専門学校・厚生労働省が定める修業施設などに就学するために必要な入学金等の一時的な経費に充てるための資金	40,600円～590,000円 修業施設は75,000円～100,000円 ※進学する学校等の種別によって異なる。		学校卒業後、修業施設での技能習得後6か月 ※修学資金、修業資金と併せ貸しの場合は資格喪失後6か月	—	—
修業資金	児童・子	1 事業を始めたり、就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 2 就職・通勤のために自動車免許取得のために教習所へ通う際の経費を一括で貸付ける資金	月額 68,000円 460,000円	技能習得期間中の必要月数 (5年以内)	技能習得期間満了後1年又は資格喪失後6か月	—	—
就職支度資金	母・父・児童・寡婦	1 就職に際して直接必要となる被服・履物等の購入費などに要する資金 2 就職・通勤のために自動車購入が必要となる場合の資金	100,000円 330,000円		貸付の日から1年	—	1%
技能習得資金	母・父・寡婦	1 事業を始めたり、就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 2 知識技能を修得するための学校に入学する際、前納制などのために、月額限度額では賅えない場合に一括で貸付ける資金 3 就職・通勤のために自動車免許取得のために教習所へ通うための経費を一括で貸付ける資金	月額 68,000円 816,000円 460,000円	技能習得期間中の必要月数 (5年以内)	知識技能習得期間満了後1年又は資格喪失後6か月	—	1%
医療介護資金	母・父・児童・寡婦	1 医療費の自己負担が、通院するための交通費・医師が必要と認められたあんま、マッサージ、指圧等の施術を受けるのに要する資金 2 上記一般貸付と同様の内容で、所得が非課税又はそれと同様と認められるときに特に必要な場合の資金 3 介護保険法の介護サービスを受けるのに必要となる資金	340,000円 480,000円 500,000円	受療期間中の必要月数 (1年以内) 受療期間中の必要月数 (1年以内) 受療期間中の必要月数 (1年以内)	医療を受ける期間満了後6か月又は資格喪失後6か月 介護を受ける期間満了後6か月又は資格喪失後6か月 貸付の日から6か月	—	1%
結婚資金	母・父・寡婦	児童・子の婚姻に際し必要な資金	300,000円 (生計中心者)月額141,000円 (生計中心者外)月額69,000円	技能習得期間中の必要月数 (5年以内)	貸付の日から6か月 知識・技能習得後6か月又は資格喪失後6か月	—	1%
生活資金	母・父・寡婦	1 知識技能を習得している間の生活を安定させるための資金 2 医療又は介護を受けている間の生活を安定させるための資金 3 配偶者のいない女子、男子となつて7年未満の自意欲の促進と生活を安定させるための資金	(生計中心者)月額 103,000円 (生計中心者外)月額 69,000円 (生計中心者)月額 103,000円 (生計中心者外)月額 69,000円	受療期間中の必要月数 (1年以内)	医療・介護を受ける期間満了後6か月又は資格喪失後6か月	—	1%
転宅資金	母・父・寡婦	引越に際し必要となる敷金・礼金・前家賃などの諸経費にあてられるための資金	260,000円	6か月	貸付期間満了後6か月又は資格喪失後6か月	—	1%
住宅資金	母・父・寡婦	現に居住しており、かつ、自己所有の住宅の補修・保全・改築・増築又は自己所有の住宅の建築・購入のための資金	(一般) 1,500,000円 (特別・災害等) 2,000,000円		貸付の日から6か月	—	1%
事業開始資金	母・父・寡婦・母子父子福祉団体	事業を新たに開始するための設備費、材料購入費などのための資金	(個人) 2,870,000円 (団体) 4,320,000円		貸付の日から1年	—	1%
事業継続資金	母・父・寡婦・母子父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するための運転資金、店の改造費、又は事業を拡張するための資金	(個人) 1,440,000円 (団体) 1,440,000円		貸付の日から6か月	—	1%

※ 資金により、貸付条件がありますので、審査により、貸付けできない場合があります。

※ 申請に当たっては、第三者の連帯保証人を設定してください。なお、やむを得ない家庭の状況により連帯保証人を設定できない場合はご相談ください。

子どもに関すること

1 子育て・保育・居場所

日常的	
就学前	小学生
幼児教育・保育の無償化 P24	わくわくプラザ P25
認可保育所等 P24	子育て支援・わくわく プラザ事業
川崎認定保育園保育料補助 P25	P26
幼稚園 P25	こども文化センター P26
幼児園児保育料等補助金 P25	

一時的	
就学前	小学生
病児・病後児保育施設 P26	
一時保育 P26	
地域子育て支援センター事業 P26	
子育て悠遊サロン P27	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	P27
ふれあい子育てサポート事業	P27
日曜日保育	P28
子育て支援サービス(シルバー人材センター)	P28
子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)	P28

2 育児の悩み相談やサポート

相談	
母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業	P3
地域子育て支援センター事業	P26
子育て悠遊サロン	P27
児童家庭支援センター	P6
児童相談所	P5
各種相談窓口	P56

サポート	
産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業	P29
産後ケア事業	P29
栄養食品支給	P29
ひとり親家庭等日常生活支援事業	P27
ふれあい子育てサポート事業	P27
子育て支援サービス(シルバー人材センター)	P28
日曜日保育	P28
子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)	P28

3 子どもの就学等に関すること

小学校 中学校	給付		
		就学援助	P30
		神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金	P33

高校	免除	川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学金」等の免除 県立高校入学検定料等免除・一部補助制度 川崎市高等学校奨学金 高等学校等就学支援金 神奈川県高校生等奨学給付金	P 30 P 31 P 31 P 32 P 32
	給付	私立高等学校等生徒学費補助金 神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金 ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	P 33 P 33 P 15
奨学金等一覧 (P23)も 併せてご覧 ください。	貸付	有利子 国の教育ローン	P 34
		無利子 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(就学支度資金・修学資金) 神奈川県高等学校奨学金 あしなが奨学金 交通遺児育英会奨学金 生活福祉資金(教育支援資金)	P 30 P 32 P 35 P 35 P 35

大学	免除	高等教育の就学支援新制度	P 34
	給付	日本学生支援機構奨学金(給付型)	P 34
奨学金等一覧 (P23)も 併せてご覧 ください。	貸付	有利子 日本学生支援機構奨学金(第二種) 国の教育ローン	P 34 P 34
		無利子 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(就学支度資金・修学資金) 川崎市大学奨学金 日本学生支援機構奨学金(第一種) あしなが奨学金 交通遺児育英会奨学金(一部給付あり) 生活福祉資金(教育支援資金)	P 30 P 33 P 34 P 35 P 35 P 35

その他	給付	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	P 35
	貸付	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(修業資金等)	P 36

4 学習・生活習慣習得支援

小学校	フレンドリースペース	P 36
中学校	学習支援・居場所づくり事業	P 36

1 子育て・保育・居場所

(1) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、認可保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設等を利用する児童を対象に「幼児教育・保育の無償化」が始まりました。

制度の詳細や手続き方法等については、市ホームページを御覧になるか、または、幼保無償化事務センターへお問い合わせください。

幼保無償化事務センター 044-246-2025

川崎市 幼児教育・保育 無償化

検索

施設類型	対象者	保育の必要性	利用料の無償化対象(上限)額
認可保育所 認定こども園(保育所部分) 地域型保育事業	0~2歳児(非課税世帯のみ)	あり	全額
	3~5歳児		
認可外保育施設等 ・川崎認定保育園 ・地域保育園 ・病児・病後児保育 ・年度限定型保育 ・一時保育 ・子育てサポート事業	0~2歳児(非課税世帯のみ)	あり	月額42,000円まで
	3~5歳児		月額37,000円まで
幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	満3歳(※1)~5歳児	なし	月額25,700円まで
		幼稚園・認定こども園の預かり保育	月額11,300円又は 月額16,300円(※2)まで

※1 満3歳とは、通常の幼児教育と同じ日数・時間数のクラスに在園している児童のうち「3歳に到達した日から直後の3月31日までの期間」の児童をいいます。

※2 非課税世帯の満3歳の預かり保育は、上記※1の期間のみ月額16,300円が給付の上限となります。

(2) 認可保育所等

保護者が仕事などのために日中家庭で保育できない小学校就学前の子どもを、保護者に代わって保育する施設です。保育所の開所日・開所時間は通常、月~土の延長保育時間を含め7:00~19:00又は20:00までですが、保護者が日曜・祝日にも仕事をしている場合に利用できる休日保育や、それよりも遅い時間帯に仕事をしている場合に利用できる夜間保育もあります。

入所にあたっては、各区児童家庭課・地区健康福祉ステーションにて事前相談・申請を受付けています。

また、詳細は市ホームページ又は各区児童家庭課・地区健康福祉ステーションで配布しています、「保育所・幼稚園等利用案内」をご確認ください。

川崎市 保育所等の申込み手続き

検索

【問合せ】各区地域みまもり支援センター児童家庭課児童家庭サービス係、
地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

ごぞんじですか？認可保育所等の保育料におけるひとり親世帯への経済的負担の軽減について

川崎市では、認可保育所等の保育料についてひとり親世帯への経済的負担の軽減を次のとおり図っています。

(1) ひとり親世帯等(※)への対応

市民税所得割相当額が77,100円以下の場合、保育料が無料となります。

(2) 一定所得未満の世帯への多子減免の年齢制限撤廃

市民税所得割相当額が57,700円未満の場合、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃しました。生計が同一のきょうだいについても、年齢に関係なく算定に含まれます。

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいいます。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- ・療育手帳制度実施要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る)

【問合せ】各区児童家庭課児童家庭サービス係、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

(3) 川崎認定保育園保育料補助

開所日時や有資格者数、施設・設備等について市が定めた一定基準を満たし、市が独自に認定した川崎認定保育園に通園している子どもの保育料を補助します。

【利用できる方】

川崎市内在住で、保護者が1日4時間以上かつ月16日以上就労し、保育料を滞納していないなど、一定の要件を満たす児童の保護者の方

【補助月額上限】 市民税所得割相当額※321,700円未満の世帯：20,000円（3歳未満児補助額）
5,000円（3歳以上児補助額）
市民税所得割相当額※321,700円以上の世帯：10,000円（3歳未満児補助額）
5,000円（3歳以上児補助額）

※平成30年度から指定都市において税率が変更となりましたが、本補助金においては旧税率に換算のうえ、補助額を算定いたします。

【申請方法】通園している施設を通じて、年1回申請してください。

【問合せ】こども未来局保育事業部保育第2課 044-200-3128

ごぞんじですか？ 保育所等の入所等に係るひとり親世帯の優遇について

保育所等に入所する際に、申請が受入れ可能な人数を超えた場合には、利用調整が行われます。利用調整とは、市が定める利用調整基準に基づきランクや指数等を設定し、ランク・指数等が高いお子さんから内定とするものですが、自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等の保護者が就労内定の場合、通常申請時点での就労実績によりランク付けを行うところ、就労内定している条件でランク付けを行う等、加点項目を設けて入所しやすい環境整備を行っています。

また、認可保育所等の保育料についても、所得が少ないなどの一定基準を満たした場合に無料になる制度があります。

【問合せ】各区地域みまもり支援センター児童家庭課児童家庭サービス係、
地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

(4) 幼稚園

義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、3歳以上の幼児を保育し心身の発達を助長することを目的とした学校教育施設です。

【問合せ】(公社)川崎市幼稚園協会 044-711-8383 又は各幼稚園

(5) 幼児園児保育料等補助金

幼児園（幼稚園類の無認可幼児教育施設で市の基準に該当する施設）に通園している子どもの保育料等を補助します。

※認可幼稚園や保育所は対象になりません。対象となる施設については、お問合せください。

【利用できる方】

申請年度の10月1日現在、①市内在住であり②市内又は市外の幼児園に通園している3・4・5歳児の保護者の方

【補助年額】子ども1人あたり22,000円※所得制限はありません。

【申請方法】9月下旬に通園している施設を通して、又は直接担当まで申請してください。

【問合せ】こども未来局幼児教育担当 044-200-3179

(6) わくわくプラザ

すべての小学生を対象に、学校施設を活用して、児童の遊びや様々な活動支援を行っています。

【申込方法】各小学校のわくわくプラザ室にて受付

【利用料】無料（万が一に備えての保険への加入、行事への参加費、おやつ代は実費）

【開設時間】月～金…放課後～18:00（学校が休みの日）土曜日…8:30～18:00 月～金…8:00～18:00

【休所日】日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

(7) 子育て支援・わくわくプラザ事業

わくわくプラザを利用中の児童の保護者が、就労等によって18:00までのお迎えが難しい場合、19:00までの児童の居場所と安全を確保する事業です。＊保護者のお迎えを原則とします。

【申込方法】事前の申込みが必要となります。

【場所】各わくわくプラザ

【開設時間】月～金 18:00～19:00

【利用料】月額2,500円

(8) こども文化センター

児童の健康を増進するとともに、情操を豊かにすることを目的として、遊びや集団活動を通し、子どもの健全育成を図る施設です。集会室、図書室、遊戯室、学習室などがあります。

【利用できる方】0歳～18歳までの児童、児童福祉関係者及び市民活動団体等

【開所時間】9:30～21:00 (日・祝日:9:30～18:00) ＊小学生以下の利用は18:00までです。

【休所日】年末年始 (12/29～1/3)

【場所】市ホームページをご覧ください。

川崎市 こども文化センター

検索

(9) 病児・病後児保育施設

子どもを保育所などに入所させているものの、子どもが病気や病気の治りかけで、通常の保育所では預かってもらえない時に保護者に代わって一時的にお預かりする施設です。利用には、施設への事前登録が必要です(児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯、市民税非課税世帯等には利用料の減免制度もあります。)

病児保育施設

施設名	所在地	アクセス	問合せ
エンゼル川崎	川崎区藤崎1-1-3富有レジデンス1階	鈴木町駅 徒歩12分	044-201-6937
エンゼル中原	中原区新城3-5-1新城中島ビル3階	武蔵新城駅 徒歩2分	044-872-9137
エンゼル宮前	宮前区土橋7-25-15	宮前平駅 徒歩13分	044-789-9117
エンゼル麻生	麻生区栗木台1-2-5	栗平駅 徒歩10分	044-455-5473

病後児保育施設

施設名	所在地	アクセス	問合せ
エンゼル幸	幸区柳町55-3	尻手駅 徒歩4分	044-555-6741
エンゼル高津	高津区二子5-1-5	高津駅 徒歩2分	044-833-8872
エンゼル多摩	多摩区中野島3-15-10	中野島駅 徒歩3分	044-922-8724

(10) 一時保育

保護者が週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、一時的に保育する事業です(市内在住の児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は無料です。)

【問合せ】各実施施設

川崎市 一時保育

検索

(11) 地域子育て支援センター事業

0歳から就学前のお子さんと、保護者の方が、一緒に遊んだり、のんびり過ごせる施設です。専任のスタッフがおり、開所時間内はいつでも気軽に立ち寄ります。

子育てに関する悩みなどの相談、情報の提供、講座の開催なども行っています。

【実施場所】市内に53か所あり、開所日・開所時間はそれぞれ異なります。

【利用料】無料 ※一部の講座については実費負担があります。

【問合せ】各施設又はこども未来局企画課 044-200-2848

川崎市 地域子育て支援センター

検索

(12) 子育て悠遊サロン(母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業)

ひとり親家庭の親子が自由に来館して楽しむ場所です。子育ての情報提供や育児相談も行っています。

【実施時間】水・金 10:30~14:30 (母子・父子福祉センターでの講習会等の実施時は、実施していない場合があります。)

【実施場所】母子・父子福祉センターサン・ライヴ保育室

【問合せ】母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

(13) ひとり親家庭等日常生活支援事業(エンゼルパートナー制度)

ひとり親家庭または寡婦の方が、一時的に日常生活にお困りの場合、家庭生活支援員を派遣して、家事や保育のお手伝いをします。残業など就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合は定期的に利用することもできます(ただし、会社が決めた労働時間による就業を除きます。)

利用には、事前面談の上、登録が必要です。

【支援の内容】

■生活援助

ひとり親家庭や寡婦の方のお宅で、家事や身の回りのお世話、住居の清掃、生活必需品の買物等の日常生活のお手伝いを行います。

■子育て支援

家庭生活支援員のお宅や母子・父子福祉センターサン・ライヴの保育室等での保育や、保育所の送迎等を行います。

【派遣の日数】月10日(かつ一年度240時間)まで

【利用料】所得に応じて、1時間当たり0円~300円

【問合せ】母子・父子福祉センター サン・ライヴ 044-733-1166

(14) ふれあい子育てサポート事業

育児の援助を行いたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が、それぞれ、ふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う事業です。

【利用できる方】

市内在住で、生後4か月から小学校6年生までの子どもと同居している方

【援助活動の内容】

子どものヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園への送迎など

【利用会員の会費】年額1,200円

【利用料】曜日や時間帯などにより、1時間当たり700円又は900円

ふれあい子育てサポートセンター名	地区	所在地	問合せ
あいいく	川崎・幸区	川崎区本町1-1-1 夜間保育所あいいく内	044-222-7555
タック	中原区	中原区宮内2-15-15 川崎市中部地域福祉事業所TACK内	044-948-8915
たまご	高津・宮前区	高津区溝口4-19-2 みぞのくち保育園内	044-811-5761
宙(そら)	多摩・麻生区	多摩区菅稲田堤1-17-25 星の子愛児園内	044-944-8866

(15) 日曜日保育

ショッピング、映画、美容院等理由を問わず、母子・父子福祉センターサン・ライブで子どもを預かります。

【保育実施日】毎月1・3・5日曜（母子・父子福祉センター開所日）

【預り時間】9:30～15:30（6時間以内）

【利用可能回数】1家庭につき1か月1回

【保育対象】つくし会員である家庭の子ども（2歳～小学校2年生）

【利用料】無料

【申込方法】事前予約制（1か月前から実施日の3日前木曜日13:00まで）先着順

※ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）等の登録が必要です。（P27参照）

【問合せ】（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

Check!

つくし会の詳細は
P47をご覧ください。

(16) 子育て支援サービス（シルバー人材センター）

保育所・幼稚園、学童、おけいこ事などの送迎、留守中の子守りなど、3歳児から小学校6年生までの子どもの育児支援を登録会員が有料で行います。詳細は各事業所にお問合せください。

【問合せ】南部事務所（川崎・幸・中原区） 044-222-1550

中部事務所（高津・宮前区） 044-822-5031

北部事務所（多摩・麻生区） 044-980-0131

(17) 子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）

保護者の病気や出産、育児、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故などにより、ご家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもをお預かりします。

【利用できる方】市内在住の0歳～小学生の子ども

【利用料】※ひとり親家庭の場合（日額）

住民税非課税世帯の方・・・0円、住民税課税世帯の方・・・250～900円

事業名	施設名	所在地	利用できる方	申込み・問合せ
ショートステイ （宿泊）	しゃんぐりら こども家庭支援センター	幸区東小倉6-1	市内在住の 0～1歳児	044-520-3608
ショートステイ・ デイスティ （宿泊・日中利用）	かわさきさくら 児童家庭支援センター	多摩区菅稲田堤1-10-5	市内在住の 0～2歳児	044-944-3981
	あいせん 児童家庭支援センター	川崎区浜町2-22-16	市内在住の 2歳～小学生	044-201-4772
	SNG 児童家庭支援センター	中原区木月伊勢町3-3	市内在住の 2歳～小学生	044-711-8484
	まぎぬ 児童家庭支援センター	宮前区馬絹1-24-5	市内在住の 2歳～小学生	044-863-7855
	はくさん 児童家庭支援センター	麻生区白山1-1-5	市内在住の 2歳～小学生	044-712-4073

2 育児の悩みの相談やサポート

[\(1\) 母子・父子福祉センターサン・ライブ事業\(再掲\) P3参照](#)

[\(2\) 地域子育て支援センター事業\(再掲\) P26参照](#)

[\(3\) 子育て悠遊サロン\(母子・父子福祉センターサン・ライブ事業\)\(再掲\) P27参照](#)

[\(4\) 児童家庭支援センター\(再掲\) P6参照](#)

[\(5\) 児童相談所\(再掲\) P5参照](#)

[\(6\) 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業](#)

母親が出産前後の体調不良等のため、家庭において育児や家事を行うことが困難な場合にヘルパーを派遣し、育児や家事等をお手伝いします。

【利用できる方】

産前…医師から安静を指示されている方

産後…産後6ヶ月以内(例えば出産日が1月1日の方は7月1日まで)の母親であって体調不良等のため育児や家事が困難であり、昼間他に育児や家事を行う人がいない方

【派遣可能時間】8:00～19:00

【派遣回数】1回2時間以内、1日2回まで、延べ20回まで(多胎児の場合は延べ40回まで)

【利用料】認定事業者によって異なります。1回1,450円～2,050円

【申込方法】利用したい日の7日前までに、各認定事業者までお申込みください。

【問合せ】こども未来局こども保健福祉課 044-200-2450

川崎市 産前産後

検索

[\(7\) 産後ケア事業](#)

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない、出産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後、育児等の支援が必要な方を対象に産後ケアを行います。助産所に宿泊して助産師のケアを受ける「宿泊型」と、助産所に日中通所してケアを受ける「日帰り型」、自宅でケアを受ける「訪問型」があります。

【利用できる方】

市内に居住する生後4か月未満の乳児とその母親 ※医療の必要な方は利用できません。

【内容】

授乳や沐浴についての相談、乳房管理・トラブルケア、赤ちゃんのお世話の仕方や様子の見かたの相談・支援、母親の体調管理など

【利用日数】宿泊型…1泊2日～6泊7日 訪問型/日帰り型…1回 90分程度

※1家庭につき、通算して7日以内の利用となります。

【利用料金】宿泊型……1日9,000円

日帰り型…1回4,000円

訪問型……1回5,000円

※生活保護世帯は利用料金免除、市民税非課税世帯は利用料金が半額になります。

【問合せ】川崎市助産師会 産後ケア事業部 044-819-4635

[\(8\) 栄養食品支給](#)

経済的に困難な家庭の乳児のために、乳児が満1歳に達するまで粉ミルクを支給します。

【利用できる方】 市民税非課税世帯の方等

【問合せ】各区地域みまもり支援センター地域支援課

[\(9\) ひとり親家庭等日常生活支援事業\(再掲\) P27参照](#)

[\(10\) ふれあい子育てサポート事業\(再掲\) P27参照](#)

[\(11\) 子育て支援サービス\(シルバー人材センター\)\(再掲\) P28参照](#)

[\(12\) 日曜日保育\(再掲\) P28参照](#)

[\(13\) 子育て短期利用事業\(ショートステイ・デイスティ\)\(再掲\) P28参照](#)

3 子どもの就学等に関すること

[\(1\) 就学援助【小中学校/給付】](#)

川崎市に居住し、市立小中学校等に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学が困難な方に学用品費、修学旅行費、給食費等を援助します。

【利用できる方】

- ①現在生活保護を受けている方
- ②生活保護が停止又は廃止になった方
- ③児童扶養手当を受給している方
- ④その他経済的に困りの方

【申請方法】

教育委員会から郵送される申請書に必要な書類を添付し、子どもの通っている小・中学校へ提出してください。

※市立小学校入学予定者の保護者で、経済的な理由で入学準備が困難な方へ入学準備金を援助します。

教育委員会から郵送される申請書に必要な事項を記入して、必要な書類を添付し、教育委員会事務局学事課へ提出してください。

※申請書等の書類の送付時期につきましては、教育委員会学事課までお問い合わせください。

【問合せ】教育委員会事務局学事課 044-200-3736

[\(2\) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業\(就学支度資金・修学資金\)【高校・大学/貸付】](#)

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもで高校・大学・大学院・専修学校等に入学される方を対象に、入学に際して必要となる就学支度資金及び授業料等の修学に必要な修学資金を貸し付けます。

【利用できる方】

■「母子福祉資金」「父子福祉資金」の貸付対象者

- ①母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している20歳未満の子ども

※20歳未満の子どもと20歳以上である子どもを同時に扶養している場合は、その20歳以上である子どもも対象になります。

- ②父母のいない20歳未満の子ども

■「寡婦福祉資金」の貸付対象者

・寡婦が扶養している20歳以上の子ども

【貸付限度額】P20参照

【申請方法】

- ①相談…お住まいの区の児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。

- ②申請…相談窓口に必要な書類を添えて申請してください。

【問合せ】各区児童家庭課児童家庭サービス係、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

[\(3\) 川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学科」等の免除【中学校・高校/免除】](#)

経済的な理由で支払いが困難な方に、川崎市立高等学校の入学選考料、入学科、授業料(高等学校等就学支援金受給対象者を除く者)、聴講料及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料を免除します。

【利用できる方】

- ①保護者が、生活保護を受けている方
- ②保護者が、災害、傷病、失業等により生活に困窮していると認められる方
(児童扶養手当証書、福祉医療証、非課税証明書等、生活に困窮していることがわかる公的証明書類を添付)
- ③その他教育委員会が免除の必要があると認める方

【申請方法】

提出期間内に受験・入学する川崎市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校に申請書類と必要な証明書類を提出してください。

【問合せ】在学している学校、又は、教育委員会事務局学事課 044-200-3269

(4) 県立高校入学検定料等免除・一部補助制度 【高校/免除】

経済的な理由で支払が困難な方に入学検定料、入学料等の減免制度があります。

【利用できる方】

- ①生活保護を受給されている方(保護者(親権者)等含む)…全額免除
- ②児童福祉施設等に入所されている方…全額免除
- ③経済的な理由により負担が困難な方…経済的な理由により負担が困難な方は審査の上、免除額を決定します。

【申請方法】

■入学検定料及び入学料の場合

入学検定料及び入学料の両方を一緒に申請する場合は願書受付開始日の前日までに、県立高等学校又は中等教育学校前期課程(志望先以外も可)へ、入学料のみを申請する場合は入学手続き開始日の前日までに、入学先の高等学校又は中等教育学校へ、事前に相談の上、申請してください。

※申請書類は、県内公立中学校、県立高等学校又は中等教育学校にあります。

■授業料及び受講料の場合

在学する県立高等学校又は中等教育学校に相談の上、申請してください。

【問合せ】神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

(5) 川崎市高等学校奨学金(入学支度金) 【高校/給付】

高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。))及び専修学校の高等課程を含む。)に進学する生徒で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

【募集時期】毎年11月頃 ※各中学校を通じて申請書等を提出

【支給額】国公立の高等学校へ進学する場合 45,000円
私立の高等学校へ進学する場合 70,000円

【支給時期】翌年3月

【利用できる方】

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①11月1日時点において、川崎市内に住所を有する中学3年生であること。
- ②学業成績について、第3学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。
- ③前年1年間における世帯の総所得が一定の基準額以内であること。

【問合せ】教育委員会事務局学事課 044-200-3267

(6) 川崎市高等学校奨学金(学年資金) 【高校/給付】

高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。))及び専修学校の高等課程を含む。)に在学する生徒で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

【募集時期】毎年6月頃 ※各高等学校を通じて申請書等を提出

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、7月下旬に変更。

【支給年額】

(国公立)第1学年 36,000円、第2学年 61,000円、第3学年 46,000円

(私立)第1学年 60,000円、第2学年85,000円、第3学年70,000円

【支給時期】8月及び2月に分けて支給

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、10月及び2月に変更。

【利用できる方】

次の基準を全て満たす方が対象です。

①4月15日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。

②学業成績について、前年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。

③前年1年間における世帯の総所得が一定の基準額以内であること。

【問合せ】教育委員会事務局学事課 044-200-3267

(7) 神奈川県高等学校奨学金 【高校/貸付】

学業等に意欲があり学資の援助を必要とする高校生等に奨学金をお貸しします。

定期採用(通年での貸付)は、4月中に学校へ願書等を提出する必要があります。締切は学校ごとに異なりますので、貸付を希望される方は、在学する高校等の担当者へお問合せください。

また、中学校3年生を対象とした予約採用の制度もあります。

【問合せ】申請方法…在学している高等学校等

制度について…神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251

(8) 高等学校等就学支援金 【高校/給付】

高等学校等に在学し、所得額が一定の基準未満の世帯を対象に、授業料の補助が受けられる国の制度です。返還の必要はありません。

【利用できる方】

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額×3/4(政令指定都市の場合)が、304,200円未満(保護者の合算)の世帯 ※年収は910万円未満が目安になります。

【支給額】

(市立・県立) 国が授業料と同額を支給するため、授業料の支払が不要となります(現金支給はありません。)

(私立) 所得に応じて授業料の補助をします。 ■授業料補助額:118,800～396,000円

【申請方法】

提出期間内に在学する高等学校等に、申請書類と原則として保護者のマイナンバーが分かる書類を提出してください。

【問合せ】在学している高等学校等、又は

(市立) 教育委員会学事課 044-200-3269

(県立) 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

(私立) 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

(9) 神奈川県高校生等奨学給付金 【高校/給付】

高校生等の授業料以外に保護者等が負担する教育に必要な経費に対して返還不要の給付金を支給します。

【利用できる方】

生活保護(生業扶助) 受給世帯又は都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額(保護者の合算額)が0円(非課税)の世帯 ※家計急変により非課税相当となった世帯を含む。

【支給額】

(国公立) 32,300円～129,700円

(私立) 38,100円～138,000円

【申請方法】

原則、申請年度の7月1日に在学している高等学校等に申請

【問合せ】申請方法…在学している高等学校等(県外校に通っている方は神奈川県に申請)
制度について…(国公立) 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251
(私立) 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

(10) 私立高等学校等生徒学費補助金 【高校/給付】

所得制限など、要件を満たすご家庭の授業料・入学金を補助します。

【利用できる方】

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置の学校に在学していること
- ②保護者全員の所得について、以下の算定式より計算した額が227,100円未満(年収約750万円未満)の世帯(算定式)

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額。

ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。

【対象校】

私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)

【補助額】

授業料補助額48,000円～325,200円、入学金補助額100,000円～208,000円

【申請方法】

申し込みに関する書類は学校から配付されます。締切日までに学校へお申込みください。

【問合せ】神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

(11) 神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金 【小中学校・高校/給付】

年間所得が、解雇、倒産、長期療養などで急変したときの授業料補助制度です。

【利用できる方】

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置の学校に在学していること
 - ②前年4月～今年12月の間に主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
 - ③今年度の年間所得が、前年度の年間所得より減少していること
 - ④今年度の年間所得が基準額未満であること
- ※神奈川県の学費補助金とは併用できません。また同じ事由で2回申請することはできません。

【対象校】

私立の小中学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校(高等課程)

【補助額】(年額)

小中学校…90,000円～168,000円

高等学校・中等教育学校・専修学校…396,000円

※ただし上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が支給額となります。

【申請方法】12月頃学校へ申請書を提出。締め切りは学校ごとに異なります。

【問合せ】申請方法…在学している高等学校等

制度について…神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

(12) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金(再掲) P15参照

(13) 川崎市大学奨学金 【大学/貸付】

大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行います。

【利用できる方】 次の要件を全て満たす方

- ①保護者が川崎市に1年以上在住していること
- ②学校教育法第83条に規定する大学に在学していること
- ③学資の支弁が困難であること
- ④学業成績が優良で性行が善良であること

- 【奨学金の額】月額38,000円を正規の修業年限が終了するまで、年2回に分けて交付
 【申請方法】毎年6月中旬に大学1年生のみを対象としています。在学している大学を經由して申請してください。
 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、7月下旬に変更しています。
 【問合せ】教育委員会総務部学事課 044-200-3267

(14) 高等教育の修学支援新制度

【対象となる学校種】

一定の要件を満たした大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専修学校(専門課程)
 ※対象となる学校の詳細は、文部科学省のホームページでご確認ください。

【支援内容】

授業料等減免制度	各大学等が、上限額まで授業料等の減免を実施
給付奨学金の支給 ※(15)日本学生支援機構奨学金 P34参照	日本学生支援機構が各学生に支給。 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるように措置。

【対象となる学生】 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生（令和2年度の在学学生から対象）
 学ぶ意欲がある学生であること

【問合せ】 在学中の学校もしくは、進学先の学校にお問い合わせください。
 ※最新の情報は文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」をご確認ください。

文部科学省 高等教育の修学支援新制度

検索

(15) 日本学生支援機構奨学金【大学/給付・貸付】

■給付奨学金

【利用できる方】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
 ※学力や家計基準があります。

【給付額】住民税非課税世帯の場合：月額約17,500円～75,800円
 (住民税非課税世帯に準ずる世帯は、2/3又は1/3の額を支給)

【対象学種】大学(学部)、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専修学校(専門課程)

※最新の情報は、文部科学省や日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

■貸与奨学金

【利用できる方】経済的に修学が厳しいと認められた方
 ※学力や家計基準があります。

【貸与額】月20,000円～120,000円

【利子】有利子・無利子(条件によって異なります。)

【対象学種】大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校(有利子は4・5年生及び専攻科のみ)、専修学校(専門課程)

<給付型・貸与型共通事項>

【申請】現在在籍している学校

【問合せ】(独)日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301

※手続きスケジュールや、個別の提出資料に関する相談は在籍する学校へ。

(16) 国の教育ローン【高校・大学/貸付】

修業年限が原則6か月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育施設に通われる方の保護者を対象に融資します。

【限度額】子ども1人につき 350万円 以内
 (自宅外通学や海外留学など、一定の要件に該当する場合は、450万円)

【利子】有利子 年1.70% 母子家庭、父子家庭の方などは年1.30%
 (固定金利 令和2年6月現在・保証料別) ※最近の金利はホームページでご確認ください。

【HP】<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>
 申請・返済のシミュレーションができます。

【問合せ】(株)日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 0570-008-656 又は03-5321-8656

(17) あしなが奨学金 【高校・大学/貸付・給付】

保護者（父又は母など）が病気や災害（道路上の交通事故を除く。）又は自死（自殺）などで死亡、あるいは保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもが利用できます。

【利用できる方】

高校、大学、専門学校などに在学又は進学を希望している経済的に苦しい遺児等

【貸付・給付額】

（月額）	高校	国公立	45,000円（うち給付額 20,000円）
		私立	50,000円（うち給付額 20,000円）
	大学		70,000円（うち給付額 30,000円）又は80,000円（うち給付額 40,000円）
	大学院		120,000円（うち給付額 40,000円）
	専修・各種学校		70,000円（うち給付額 30,000円）

【利子】無利子

【申請・問合せ】一般財団法人あしなが育英会 03-3221-0888

(18) 交通遺児育英会奨学金 【高校・大学/貸付】

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒・学生に奨学金を貸与します。

【利子】無利子

【申請・問合せ】公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286

(19) 生活福祉資金（教育支援資金） 【高校・大学/貸付】

資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

■教育支援費…高等学校、大学又は高等専門学校等に修学するために必要な経費として月3.5万～6.5万

■就学支度費…高等学校、大学又は高等専門学校等に入学するために必要な経費として50万円以内

※他制度による貸付が可能なお場合には、他制度の活用が優先となります。

【問合せ】神奈川県社会福祉協議会 045-311-1426

※ご相談・申請窓口は各区社会福祉協議会になります。

※法で定める修業年限を超えての貸付はできません。

※特に必要と認める場合に限り、教育支援費については月額1.5倍まで貸付可能です。

(20) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中卒者、高校中退者等のひとり親家庭の親又はその家庭の子どもに対し、より良い条件での就業や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

【利用できる方】

市内に居住する20歳未満の子どもを養育するひとり親家庭の親及びその20歳未満の子どもで、次の要件を満たす方

- ①所得が児童扶養手当支給水準の方
- ②大学入学資格を取得していない方
- ③適職に就くために必要と認められる方
- ④原則として、過去に受給していない方

【支給額】

■受講修了時給付金…対策講座の受講修了後に支払った受講料等の2割相当額（上限10万円、下限4千円）

■合格時給付金…受講修了時給付金を受けた方が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支払った受講料等の4割相当額（受講修了時給付金との合計が15万円を超える場合は、合わせて15万円が上限です。）

【申請方法】

- ①講座指定申請:講座申込みの2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライヴにて自立支援計画書(P38★参照)の策定を受けて申請してください。
- ②支給申請(受講修了時給付金)…講座修了後30日以内に、こども家庭課へ申請書等を郵送してください。
- ③支給申請(合格時給付金)…合格証書に記載されている日付から40日以内に、こども家庭課へ申請書等を郵送してください。

【問合せ】母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

(21) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(修業資金等)

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもが、就職に向けて必要な知識技能を習得する際に必要となる資金や就職に際して直接必要となる資金等を、審査の上、貸し付けます。詳しくは各区児童家庭課、地区健康福祉ステーションにお問合せください。

【資金一覧】P20参照

【申請方法】

- ①相談…お住まいの区の児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。
- ②申請…相談窓口に必要な書類を添えて申請してください。

【問合せ】各区児童家庭課児童家庭サービス係、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

4 学習・生活習慣習得支援

(1) フレンドリースペース

子どもの勉強で分からないところを大学生等が教えてくれます。

【利用できる方】**つくし会員である家庭**の小学校4年生から中学校3年生の子ども

【学習日】毎月第2土曜 10:00~12:00

毎月第3日曜 10:00~12:00

【問合せ】(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

Check!

つくし会の詳細は
P47をご覧ください。

(2) 学習支援・居場所づくり事業

ひとり親家庭の小学生(5~6年生)及び中学生を対象に、子どもが心を開いて打ち解けあえる居場所を提供し、高校等への進学を目指した学習支援を行います。

【利用できる方】川崎市内に居住する小学生(5~6年生)及び中学生

【実施時間】小学生17:00~18:00

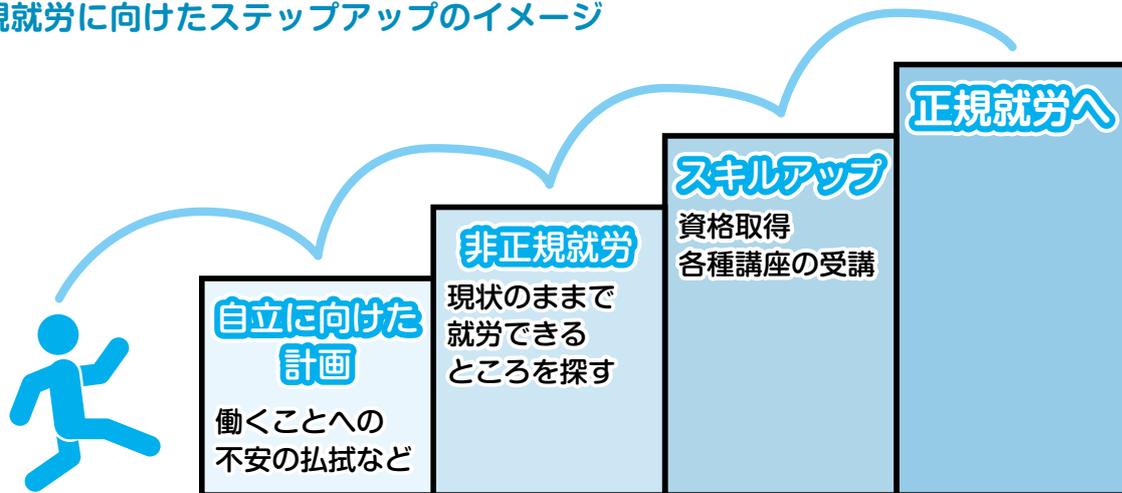
中学生18:30~20:30 ※実施場所により時間が異なる場合があります。

【実施場所】詳しくはお問合せください。 ※中学生のみ実施する場所があります。

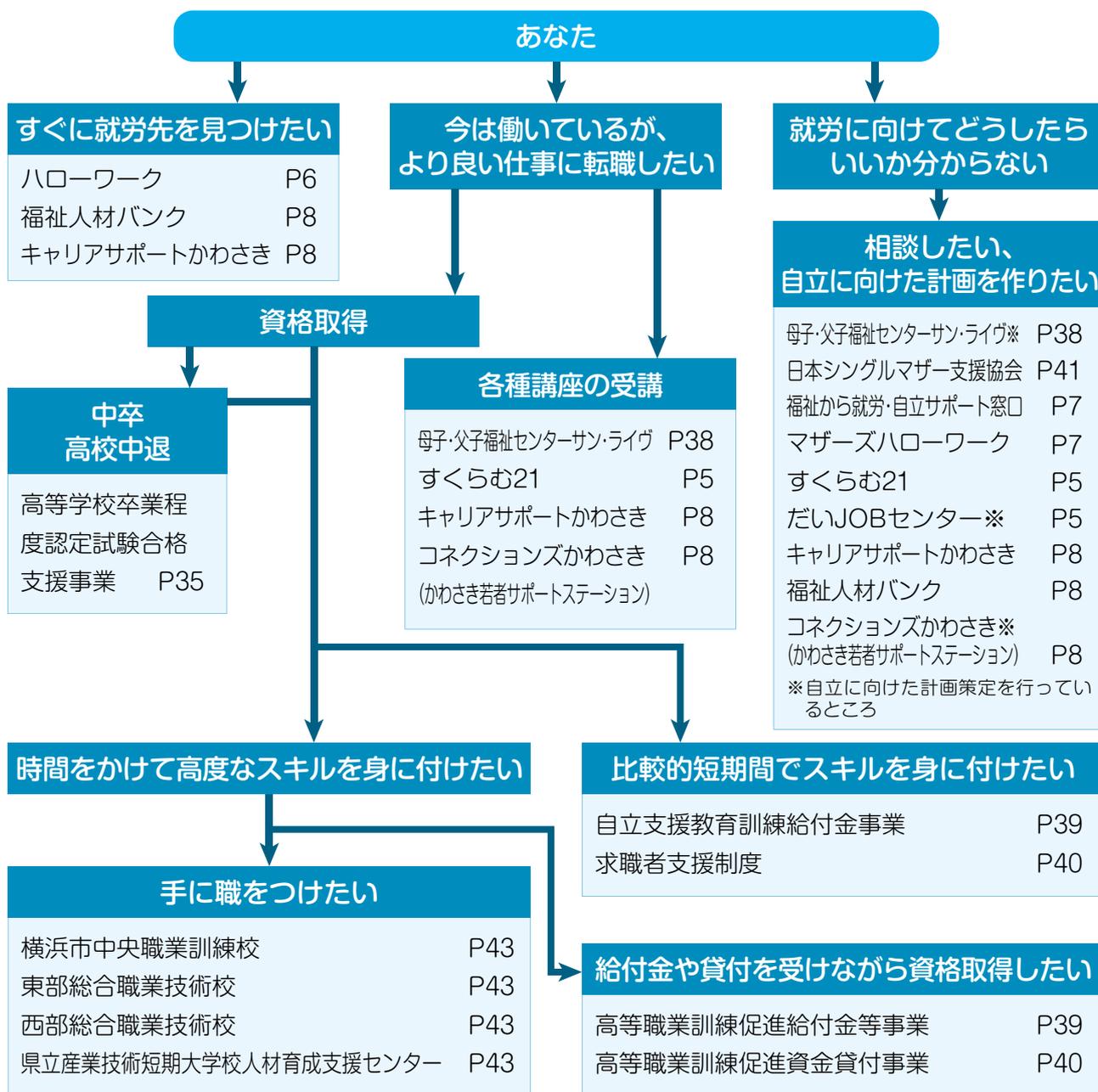
【問合せ】こども未来局こども家庭課 044-200-2672

仕事に関すること

正規就労に向けたステップアップのイメージ



仕事に関すること



[\(1\) ハローワーク\(再掲\) P6参照](#)

[\(2\) 福祉人材バンク\(再掲\) P8参照](#)

[\(3\) だいJOBセンター\(再掲\) P5参照](#)

[\(4\) すくらむ21\(再掲\) P5参照](#)

[\(5\) キャリアサポートかわさき\(再掲\) P8参照](#)

[\(6\) コネクションズかわさき\(かわさき若者サポートステーション\)\(再掲\) P8参照](#)

[\(7\) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業](#)

ア 就業相談・就業情報提供・自立支援計画書の策定

ひとり親の方々に、安定した仕事に就いていただけるよう、資格取得のための情報提供を行うと共に、面談を通して個々の希望を伺い、自立支援計画書(★)を策定の上、再就職・転職のプランづくりのお手伝いをします。 ※個別相談は電話でご予約ください。

【利用できる方】

・ひとり親家庭又は寡婦の方

ただし、自立支援計画書の策定は以下の方を対象としています。

- ① 児童扶養手当を受給している方(生活保護を受給している方はケースワーカーに相談してください。)
- ② 高等職業訓練促進給付金の支給を受けようとする方
- ③ 自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定を受けようとする方
- ④ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を受けようとする方

イ 就業支援講習会

パソコン講座など、就業に役立つ講座を開講しています。受講に当たっては無料の保育も実施しています。

【利用できる方】ひとり親又は寡婦の方

【費用】無料(教材費自己負担)

【保育の対象】1歳～小学校2年生(無料・要予約)

【実施場所】母子・父子福祉センターサン・ライヴ

ウ 無料職業紹介

就職・転職を希望の方は、求職登録をしてください。 ※求職登録は電話予約の上、面談をさせていただきます。

【問合せ】母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

<資格取得支援>

[\(8\) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業\(再掲\) P35参照](#)

(9) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が厚生労働省が指定した一般教育訓練又は、専門実践教育訓練の指定講座を受講し、仕事に就くために必要な技能や資格を取得する際に、受講料等の一部を支給します。

【利用できる方】

- 市内在住の20歳未満の子を養育するひとり親家庭の親で次の要件を全て満たす方
- ①所得が児童扶養手当支給水準の方（扶養義務者がいる場合は、その方の所得による）
 - ②過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方
 - ③適職に就くために、必要と認められる方

【支給額】

- ・雇用保険制度の一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の受給資格がない方
受講料等費用の6割相当額(上限20万円、ただし専門資格の取得を目指す講座の場合は上限80万円)
※1万2千円未満の場合は支給されません。
- ※雇用保険制度による一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の受給資格がある方は上記の金額から雇用保険制度により支給された額を差し引いた金額を支給します。

【申請方法】

- ①講座指定申請 講座申込みの2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライブにて自立支援計画書（前頁★参照）の策定を受けて申請してください。
- ②支給申請 講座修了後30日以内に、こども家庭課へ申請書等を郵送してください。

【問合せ】母子・父子福祉センターサン・ライブ 044-733-1166

(10) 高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、生活の負担軽減のため、訓練促進給付金等を支給します。

【対象資格】看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他川崎市が認める資格

【利用できる方】

- 川崎市内の20才未満の子を養育するひとり親家庭の親で、次の要件を全て満たす方
- ①所得が児童扶養手当支給水準の方（扶養義務者がいる場合は、その方の所得による）
 - ②過去に訓練促進給付金等を受給していない方（申請は1回のみ）※
 - ③資格取得を目的に1年以上の養成機関に修業し、資格の取得が見込まれる方
 - ④就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

※この給付金を利用して准看護師の資格取得を目指す方が引き続き看護師の資格を目指して養成機関で修業する場合は、支給期間の上限を超えない範囲で給付金の支給が可能です。

【支給額】

- 訓練促進給付金 養成訓練の受講期間中に支給 ※支給期間の上限は3年間まで
※支給期間の上限は3年間まで(4年課程の養成機関に限り4年間まで)
市民税非課税世帯・月額100,000円 最終学年は月額140,000円
市民税課税世帯・月額 70,500円 最終学年は月額110,500円
- 修了支援給付金 入学時における負担を考慮し、修了後に支給
市民税非課税世帯・50,000円 市民税課税世帯・25,000円

【申請方法】

申請前に、母子・父子福祉センターサン・ライブにて自立支援計画書（前頁★参照）の策定を受けて、修業を開始した日以降に申請してください。

【問合せ】母子・父子福祉センターサン・ライブ 044-733-1166

(11) 高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭の親が、高等職業訓練促進給付金を活用して、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、資金を貸し付けます。貸付金は、養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合には、全額返済が免除されます。

【利用できる方】

高等職業訓練促進給付金の支給を受けており、就職に有利な資格の取得を目指す養成機関の修了後、取得した資格が必要な業務に5年以上従事しようとする方

【資金の種類】

■入学準備金 500,000円以内

申請は、養成機関への入学後から可能です。
申込期限…養成機関に入学後3か月以内(※)

■就職準備金 200,000円以内

申請は、資格を取得し、就職が内定した時点から可能です。

申込期限…養成機関を修了して、資格取得し、1年以内に当該資格が必要な業務に就職した日から3か月以内(※)

【返済が必要な場合の利率】連帯保証人あり…無利子、連帯保証人なし…年1%の利子

本事業は、市の補助事業として、福祉人材バンク(川崎市社会福祉協議会)が令和4年度(予定)まで実施するものです。

【申込方法】

※事前に母子・父子福祉センターサン・ライブにご相談ください。母子・父子福祉センターサン・ライブを通じて福祉人材バンク(川崎市社会福祉協議会)に申し込みとなるため、3ヶ月到達日の10日前までにサン・ライブにて申し込みます。

【問合せ】母子・父子福祉センターサン・ライブ 044-733-1166

(12) 求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方(受給を終了した方を含む。)が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができる制度です。

【利用できる方】

- ①ハローワークに求職の申込みをしている方
- ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない方
- ③労働の意思と能力がある方
- ④職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めた方

【その他支給要件】

- ①本人収入が月8万円以下
- ②世帯全体の収入が月25万円以下
- ③世帯全体の金融資産が300万円以下
- ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑤全ての訓練実施日に出席している(やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間ごとに8割以上の出席率がある)
- ⑥世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- ⑦過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

【支給額】

■職業訓練受講手当 月額10万円

■通所手当 職業訓練実施機関までの通所経路に応じた所定の額(上限額あり)

■寄宿手当 月額10,700円(支給要件あり)

【問合せ】お住まいの地域を所管するハローワーク(P6参照)

シングルマザーの自立支援 (一社)日本シングルマザー支援協会の取組

日本シングルマザー支援協会は、【お金を稼ぐ力を養う】【共感しあえるコミュニティ】【再婚という幸せ】の3つの柱を実現します。

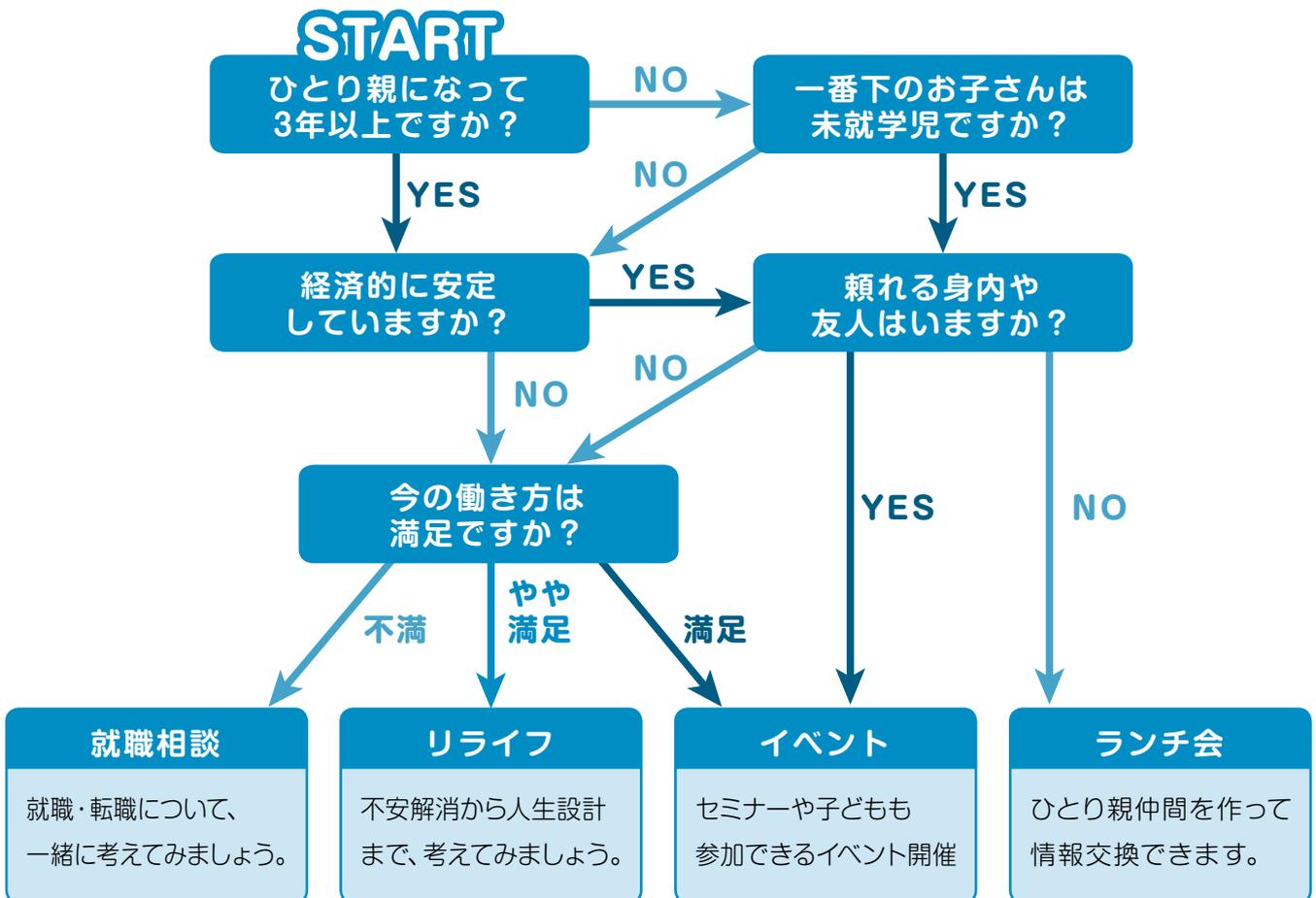
シングルマザーが真の自立を手に入れるために、就職・転職がうまくいく「年収アップ」、仲間が増える「コミュニティ」、人間関係を円滑にする「コミュニケーション力」を提供します。

「どうしたらいいかわからないまま、時間だけが過ぎていきます」
 「こんなことで悩んでるの私だけですよね？」
 「こんな悩み相談すると怒られませんか？」

そんな時はまず、あなたを受け入れてくれる場所を探して相談しましょう。

日本シングルマザー支援協会には、様々なお悩みに対して安心して相談できる専門家が揃っています。あなたの困り事や状況に応じた、相談窓口を探してみましょう。

どんな相談窓口から始めますか？



【その他の相談】

- 不動産関連
- 法律関連
- 資格取得
- 再婚
- 先輩の体験談

など、いろいろな相談に対応しております。

あなたに合う相談窓口はどこですか？

就職支援

他の就職活動と何が違うのでしょうか？

- 寄り添う範囲が格段に違う
応募前の会社見学にも同行します。
- 紹介企業は「子育てや女性の特性」への理解が高い
シングルマザー支援協会のサポート企業様からの求人募集です。
- 研修が充実
就職前のスキル習得やマナー、面接講習も実施
- シングルマザーの仲間ができる
見学会などに仲間と参加できます。
- あなたが働きたい企業を私たちが探します
あなたの持つスキルや経験を活かせる企業に対して、就職支援チームが求人を探しに行きます。

リラief

「リラief」とは？

「リラief」は、日本シングルマザー支援協会が独自で開発した相談プログラムです。漠然としら不安や、自分と子どもの将来の不安を抱えるひとり親は少なくありません。

そんな不安を、特別な訓練を受けた専任のひとり親コンシェルジュがひとつずつ丁寧に聞き取り、そして解消する方法を一緒に考えていきます。

不安を解消する→自信を取り戻す→一歩踏み出す勇気生まれる

そんな変化を、一歩ずつ確実に寄り添いながら進んでいきます。
一度、受けてみませんか？

イベント

セミナー開催や子どもとのイベント参加

- コミュニケーション講座
人間関係の悩みは、学ぶことで軽減できます。
- ママとこどものハッピーラボ
子どもがいて思うように学べないというままに、遊びの場と学びを一緒に実施しています。
- 企業様の説明会やランチ会・体験会
企業の協力を得て、様々な体験やコミュニティを実施しています。
- ランチ会・お茶会
みんなでワイワイ美味しい食事やお茶をいただきながら悩みの共有や情報収集ができます。

その他

- 社会で必要とされるための、「パソコン講座」
- 不動産関連の相談や斡旋（提携企業有）
- 法律相談や弁護士・行政書士の紹介（提携先有）
- 資格取得相談、協会オリジナル資格の取得講座
- 再婚についての相談や婚カツパーティの実施（不定期）

▼無料会員登録は
こちらからどうぞ



【問合せ】一般社団法人日本シングルマザー支援協会
〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-12-10千菊ビル301
電話：045-534-8849

(13) 職業能力開発施設

ア 横浜市中央職業訓練校

技術を習得し、就職しようとする意欲のある方で20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の父母を対象に、入校優先枠を設けた職業訓練を実施しています。受講料は無料です（別途教材費あり。）。

<訓練科目及び訓練期間>

パソコン実務科: 2か月、OA経理科(初級): 3か月、医療・介護事務OA科:3か月、OA経理科(中級):3か月、IT・Webプログラミング科: 3か月、医療・調剤事務OA科:3か月、介護総合科:3か月、機械CAD科:6か月

【開所時間】8:45～17:00

【休所日】土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地】横浜市中区山下町253

【アクセス】元町・中華街駅 徒歩10分、石川町駅 徒歩7分

【問合せ】045-664-6825

イ 県立東部総合職業技術校・西部総合職業技術校

新たに仕事に就きたい方や再就職を目指す方が、職業に必要な知識・技術・技能を習得する施設です。工業技術・建築技術・社会サービスの3分野31コースで、6か月～2年間の職業訓練を行っています。授業料無料のコースがあるほか、一定の条件を満たす方には手当が支給され、ひとり親家庭優先枠も設けています（テキスト代等は自己負担）。

入校を希望する方は、各技術校又は住所地を管轄するハローワークにご相談ください。

【開所時間】8:30～17:15

【休所日】土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

【所在地・アクセス】東部校…横浜市鶴見区寛政町28-2(安善駅 徒歩1分)

西部校…秦野市桜町2-1-3(秦野駅 徒歩15分)

【問合せ】東部校…045-504-2810

西部校…0463-80-3002

ウ 県立産業技術短期大学校人材育成支援センター

県が民間教育訓練機関等に委託して、求職中の方が再就職に必要な知識・技術・技能を習得できるよう、公共職業訓練を実施しています。

一定の条件を満たす方には手当が支給され、ひとり親家庭優先枠があるほか、託児サービス付きのコースも設置しています。

【受講料】原則無料(テキスト代等は自己負担)

【問合せ】県立東部総合職業技術校二俣川支所 045-363-1992

お住まいの地域を管轄するハローワーク

※県立東部総合職業技術校二俣川支所は訓練の委託元であり、実際の訓練は行っていません(県内各地の専門学校等で実施しています。)

日々の生活に関すること

1 住まいのこと

相談窓口について	
すまいの相談窓口	P45
かながわ外国人すまいサポートセンター	P10

緊急	
母子緊急一時保護事業	P45

新たに住居の確保をしたい			
公営住宅等住居		保証人がいない	
市営住宅	P45	居住支援制度	P45
県営住宅	P45	金銭面等に不安がある	
母子生活支援施設	P5	住居確保給付金	P46
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	P18

2 家事支援に関すること

ひとり親家庭等日常生活支援事業	P27
家事援助サービス(シルバー人材センター)	P47

3 生活支援講座に関すること

母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業	P47
---------------------	-----

4 ひとり親家庭支援についての情報収集をしたい

ひとり親家庭応援メルマガ ひとり親家庭応援ツイッター ホームページ 子育てアプリ カナ・カモミール	<input type="text" value="川崎市 ひとり親"/> <input type="button" value="検索"/>	P47 裏表紙
---	---	------------

母子・父子福祉センターサン・ライヴ 母子・父子福祉センターサン・ライヴホームページ	<input type="text" value="川崎市 母子・父子福祉センター"/> <input type="button" value="検索"/>	P3 裏表紙
--	--	-----------

5 悩みを共有できるひとり親家庭の仲間づくり

つくし会(川崎市母子寡婦福祉協議会)	P47
シングルマザーほっとサロン	P47

6 各種相談窓口

その他、日々の生活に関してのお困りの際は、相談窓口一覧(P56)を参考に、各相談窓口にお問合せください。

1 住まいのこと

(1) 相談窓口

ア すまいの相談窓口

様々な支援団体と連携して、転居や居住の安定に関わる支援や情報提供を行います。

【開所時間】8:30~12:00、13:00~17:00

【休所日】土日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

【所在地】川崎区砂子1-2-4 川崎市住宅供給公社内 2階窓口

【問合せ】044-244-7590

イ 障害者相談支援センター(障害のある方) 相談窓口一覧 P58参照

相談は、障害のある方ご本人はもちろん、ご家族や地域の方、関係機関の方などどなたでも可能です。

ウ かながわ外国人すまいサポートセンター(外国人の方) P10参照

(2) 公営住宅

ア 市営住宅

市営住宅では、年4回(6月・9月・12月・3月)入居者の募集を行っております。ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、優遇倍率を設けています。優遇倍率の適用など入居に関するご質問などはお問合せください。

【問合せ】川崎市住宅供給公社市営住宅管理課 044-244-7578

イ 県営住宅

ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、入居に際して優遇倍率を設けております。優遇倍率の適用など入居スケジュール等のご質問などはお問合せください。

【問合せ】(一社)かながわ土地建物保全協会 公営住宅課入居者募集担当 045-201-3673

(3) 母子緊急一時保護事業

緊急な保護を必要とする18歳未満の子どもとそのお母さん等を、原則として14日以内で母子生活支援施設に保護します。また、その間に必要な生活用品を貸与又は現物給付いたします。

【問合せ】各区地域みまもり支援センター地域支援担当、各地区健康福祉ステーション地区支援担当

(4) 母子生活支援施設(再掲) P5参照

(5) 居住支援制度

民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人がいないために住宅を借りられない場合に、入居機会の確保と居住の安定を図ることを目的とした制度です。

・川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費や残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。

・川崎市や支援団体などが、入居者の見守りなどを行います。

【利用できる方】

ひとり親世帯（市内在住で、20歳未満の子と同居し配偶者のいない方又は児童扶養手当を受けている方）

【その他要件】

- ①給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
- ②自立した生活ができる方
- ③国内に在住している親族などの緊急連絡人を確保できる方

【利用料】

月額家賃に共益費を加えた額の35%を2年分の保証料として入居時及び更新時に一括して保証会社へ支払っていただきます。

【問合せ】川崎市住宅供給公社 044-244-7590

まちづくり局住宅整備推進課 044-200-2997

(7) 住居確保給付金

離職・廃業の方又は離職・廃業と同程度の状況の方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、住居確保給付金を支給するとともに、支援員による相談支援等を行い、住居の安定及び就労機会の確保を目指します。

【利用できる方】

- ①離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方または喪失のおそれのある方
- ②離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方
- ③申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の金額以下であること。ただし、未成年かつ就学中の者の収入は含まない。
 - ・単身世帯:8.4万円に家賃額(5.37万円が上限)を加算した額
 - ・2人世帯:13.0万円に家賃額(6.4万円が上限)を加算した額
 - ・3人世帯:17.2万円に家賃額(6.98万円が上限)を加算した額
 - ・4人世帯以上はお問い合わせください。
- ④申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産(預貯金及び現金)の合計額が、次の金額以下であること。
 - ・単身世帯:50.4万円
 - ・2人世帯:78万円
 - ・3人世帯以上:100万円
- ⑤公共職業安定所へ求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑥国の雇用施策による給付(就職安定受講給付金)または自治体を実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

※詳細はお問合せください。

【相談・申請】だいJOBセンター 044-245-5120

(8) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(再掲) P18参照

2 家事に関すること

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲） P27参照

(2) 家事援助サービス（シルバー人材センター）

掃除、洗濯、調理、買い物等の家事援助を登録会員が有料で行います。詳細は各事業所にお問合せください。

【問合せ】南部事務所（川崎・幸・中原区） 044-222-1550
中部事務所（高津・宮前区） 044-822-5031
北部事務所（多摩・麻生区） 044-980-0131

3 生活支援講座に関すること

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業（生活支援講習会）

養育費や家計管理、ヨガなどの講習会を実施しています。

【問合せ】母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

4 ひとり親家庭についての情報収集をしたい

(1) ひとり親家庭応援メルマガ 裏表紙参照

(2) ひとり親応援ツイッター 裏表紙参照

(3) ホームページ

ア 川崎市ホームページ（子育て応援ナビ）

川崎市の子育て情報が満載のホームページです。
ひとり親家庭の方向けのページも展開しています。

川崎市 子育て応援ナビ

検索

イ 母子・父子福祉センターサン・ライヴホームページ 裏表紙参照

(4) 子育てアプリ

市公式のスマートフォン向けアプリ「かわさき子育てアプリ」で
子育てに関わる情報を発信しています。

QRコードの読み取りのできない方は、「App Store」、
「Google play」で「かわさき子育てアプリ」と検索し、
ダウンロードすることもできます。



(5) カナ・カモミール

神奈川県内のひとり親家庭を対象として行政やNPO等の支援
情報を提供するひとり親家庭を支える総合支援情報サイトです。

神奈川県 カナ・カモミール

検索

5 シングルマザーの仲間づくり

(1) つくし会（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会

「つくし会」は一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の愛称です。市内9地区の福祉会で構成され、母子
家庭や寡婦の方々の自立促進と生活の安定、福祉の増進のために活動をしている団体です。

会員同士の交流が盛んで、映画鑑賞会や親子レクリエーションなど年間を通してさまざまなイベントを企画
しています。

【つくし会入会方法】

- ・入会申込書と会費（800円）を添えて、直接事務局へ申込み
- ・入会申込書と会費（切手84円×10枚）を添えて、事務局へ郵送で申込み
- ・お住まいの各地区母子寡婦福祉会の役員（お問合せください。）へ申込み

【問合せ】（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

(2) シングルマザーほっとサロン

現在シングルマザーの方、またはこれからシングルマザーになろうとする方が仕事のこと、子どものこ
と、時間やお金のことなどの悩みや経験を語り合うサロン事業です。当事者支援団体がファシリテーターと
なって運営します。

【問合せ】すくらむ21 044-813-0808

ひとり親になるとき、なったとき

1 離婚を考えている方

Check!

離婚によりひとり親になった方の手続き一覧 (P52)も参考にしてください。

(1) 離婚の種類

ア 協議離婚

夫婦が合意し、離婚届を届出人の本籍地又は住所地の区役所区民課又は支所区民センターに提出することにより成立しますが、未成年の子がいる場合は、どちらが子どもの親権者となるかの取り決めがないと受理されません(子どもが複数の場合、一人ひとりの子どもについて決める必要があります。)。また、手続きは簡易に行うことができますが、反面、離婚を急いでいるなどの理由から養育費などの取り決めをせずに届出をしてしまったことにより、あとで養育費、財産分与、慰謝料などの請求をめぐってトラブルになるケースがあります。

イ 調停離婚

協議離婚で話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申立てを行い、調停の話し合いで離婚に合意すると調停離婚となります。調停はいわゆる裁判とは異なり、主に調停委員が双方の事情を聴取し、裁判官と協議の上、当事者間で公正かつ具体的に妥当な合意を成立させるものです。話し合いは2回、3回と回数を重ねることがあります。

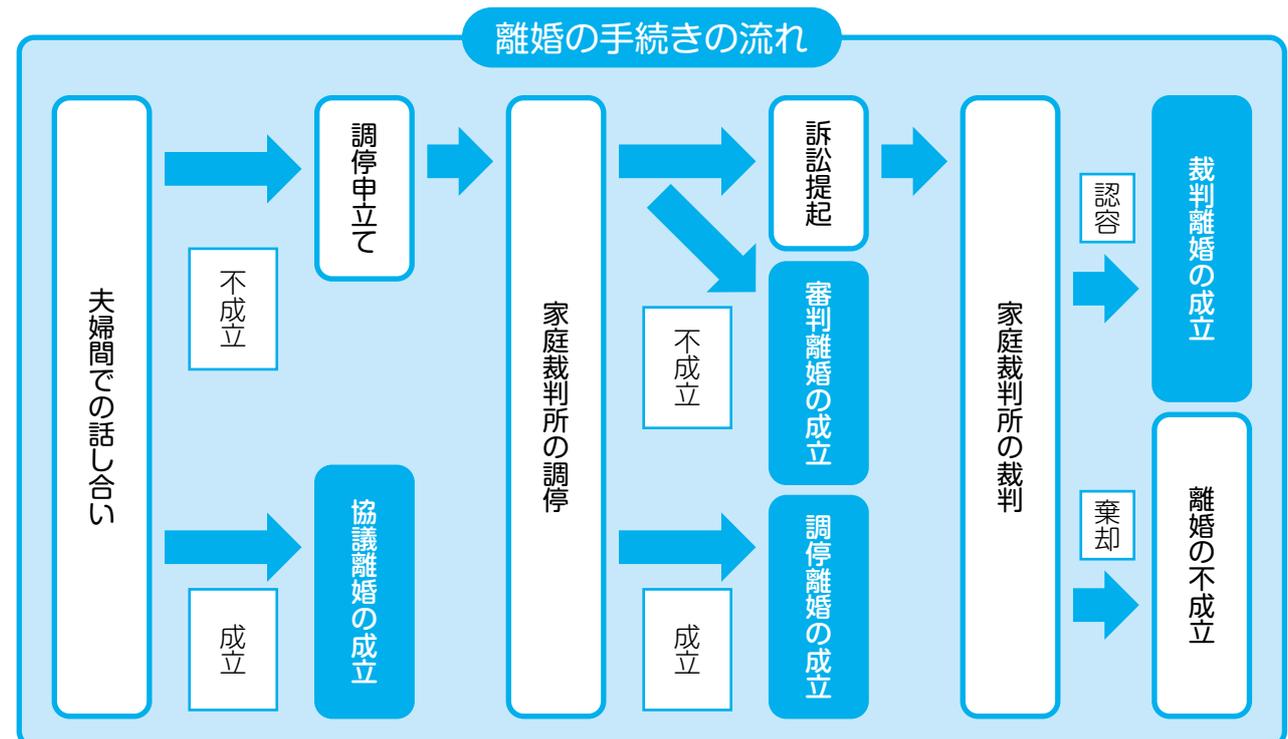
調停調書には、子の親権者だけでなく、財産分与、養育費などの支払義務と支払い方法、別れて暮らす親と子との面会交流について、その実施の仕方などが合意内容に応じて記載されます。

ウ 審判離婚

調停によっても離婚が成立しない場合において、家庭裁判所は、離婚が相当と判断したときは、職権で離婚を認めることがあり、これを調停に代わる審判離婚といいます。審判後2週間以内に異議の申立てがなければ離婚が確定します。

エ 裁判離婚

調停、審判でも離婚が成立しない場合、離婚を請求する申立人又は相手方の現在の住所地を管轄する家庭裁判所に、離婚の訴えを起すこととなります。



ひとり親になるとき、なったとき

(2) 国際離婚

日本人と外国籍の配偶者が離婚することをいいます。

ア 日本で離婚する場合

日本国内に住んでいる日本人が日本で離婚する場合、外国籍の配偶者が日本にいる場合でも国外にいる場合でも、日本の法律により離婚が成立します。

※日本で離婚が成立しても、相手の国にも届出をしないと、その国では婚姻が続いていることとなります。相手の国の在日公館（大使館等）に問合せなどその国の離婚の手続きについて必ず確認しましょう。

イ 外国で離婚する場合

日本人が外国で離婚する場合、その国の法律により成立し、方法等もその国の法律によることとなります。事前にその国の法律を調べておきましょう。

ごぞんじですか？ 離婚届不受理申出について

離婚届は本来、双方の合意のもと提出されるべきものです。しかし、書類に不備がなければ、たとえ夫婦の一方が離婚届を偽装し提出したものであっても受理され、離婚が成立してしまいます。（離婚届を勝手に作成して提出することは犯罪です。）

このような事態を未然に防ぐために、離婚届の不受理申出を提出するという方法があります。

【申請】原則として届出人の本籍がある市区町村の役所（どこの役所でも提出は可能です。）

【問合せ】各区区民課、支所区民センター戸籍担当

(3) 離婚をするときに確認しておきたいこと

離婚をするに伴い、事前に決めておくことがあります。離婚によりひとり親になった方の手続き一覧(P52)を参考にしながら、必要な手続きを行ってください。

ア 親権

民法に定められた未成年の子どもに対する親の権利と義務です。日本は単独親権であるため、未成年の子の親権者を父母のどちらかに決める必要があります。親権者となった親は、子どもを監護・養育し、居所を定める必要があります。

イ 子どもの戸籍

離婚届の提出だけでは、子どもの戸籍は変わりません。子どもの戸籍を移す場合は、まず家庭裁判所に申立てをし、その後、区役所・支所に届出をする必要があります。

ウ 養育費

養育費とは、経済的、社会的に自立していない子どもを養育する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが該当します。養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても子どもに自分と同じ生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。自己破産した場合でも、子どもの養育費の負担義務はなくなりません。

親として子どもの生活を保障し、心身の成長を支えることは、当然の責任であり、養育費の支払いは、親として子に対する最低の義務です。

(ア) 養育費の取り決め

A 時期

なるべく離婚時に決めましょう。

養育費は、子どもに必要な限り、いつでも、請求できますが、取り決めしないまま時間が経過すると、

相手が養育費を支払わない形で生活設計をしていて、後になって請求した時に、取り決めが難航することもあります。

一般的な支払期間は、子どもが経済的・社会的に自立するまでです。養育費の取り決めは、子どもが健やかに成長するためにもとても重要です。離婚時にきちんと取り決めましょう。

B 方法

養育費の取り決めは以下の方法が考えられます。できるだけ明確かつ具体的に書面に残すこと（できれば公正証書）が大切になります。

- ① 話し合いで決める。
 - ①-1 協議書を作成する。
 - ①-2 公正証書を作成する。
- ② 家庭裁判所の調停や審判などで決める。
- ③ 家庭裁判所の離婚の裁判時に決める。
- ④ 離婚後に養育費を請求する。

ごぞんじですか？ 公正証書と調停証書の違い

	公正証書（養育費）	調停調書（養育費）
	夫婦間での養育費などについて話はまとまっているが、確実に支払ってもらうための保障がほしいという場合に作成するもの	離婚に際して養育費などについて夫婦間で協議ができない場合に、家庭裁判所に調停を申立て、調停での合意の内容を書類にしたもの
作成場所	公証役場	家庭裁判所
費用（手数料）	5000円～2万円程度 ※目的の価格（10年分の養育費額）に応じて決まります。	1200円×子どもの人数の収入印紙と連絡用の切手代
作成期間	1か月程度	数か月
履行勧告（注）	×	○
強制執行	○ ※強制執行ができる旨の条項を付け加えることが必要	○
問合せ	公証役場 神奈川県 検索	横浜家庭裁判所川崎支部 044-222-1316

（注）養育費等が支払われなかった場合に相手方に裁判所が実行するように勧告すること。（強制力はありません。）

エ 面会交流

子どもと離れて暮らしている父母が子どもと定期的、継続的に会ったり、遊んだり交流をもつことをいいます。父母は、離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。必要に応じて、専門家などの第三者に相談してみてください。【相談窓口一覧の法律関係】（P56）にて面会交流についての相談先をご案内しています。

オ 財産分与

離婚に当たって、共同で築いた財産を分けることをいいます。

カ 慰謝料

婚姻関係の破綻の原因がある側から支払われる損害賠償です。相手の精神的苦痛からの回復に対して支払われ、どちらが離婚を言い出したかは関係ありません。

【法律関係の相談窓口】

相談窓口一覧 (P56)の法律関係部分をご覧ください。

2 死別によりひとり親になった方

死亡の事実を知った日を含め7日以内に死亡届を提出し、死別によりひとり親になった方の手続き一覧 (P53) を参考にしながら、必要な手続きを行ってください。

Check!

死別によりひとり親になった方の手続き一覧 (P53)も参考にしてください。

3 子の遺棄によりひとり親になった方

父又は母が同居しないで、扶養・監護義務を全く放棄している場合は、ひとり親家庭として支援を受けられる場合があります。家庭不和や離婚を前提とした別居での遺棄は該当しません。また、配偶者の生死が3年以上不明の場合は、離婚手続きに入ることも可能です。

4 未婚の親になった方

(1) 未婚の親になるときに確認してほしいこと

Check!

未婚の親になった方の手続き一覧 (P54)も参考にしてください。

ア 出生届の提出

子どもが生まれた日を含め14日以内に提出してください。出生届が受理されて初めて、子どもが戸籍に記載されます。また、生まれた子どものマイナンバーをお知らせする個人番号通知書は、出生届を提出した後、概ね1か月前後で簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。

イ 子の認知

結婚していない男女の間に生まれた子どもの父又は母がその子どもと親子関係にあることを認めることをいいます。認知により、法律上の親子と認められ、養育費の請求ができます。

(ア) 認知の種類

母は自分が産んだ子どもであることが明らかであり、認知の手続きを取らないことが通常ですので、ここでは、父の認知について紹介します。

- ・胎児認知…妊娠中に父が胎児に対して行う認知
- ・任意認知…子どもの父が自発的に行う認知
- ・強制認知…子どもの父が、自発的に認知をしない場合、子どもの母が家庭裁判所に訴えを提起して認められた認知のこと。父の死亡後3年以内の訴えも可能
- ・遺言認知…子どもの父が、自分の子どもであることを遺言に書いた場合、死後に認められる認知

ウ 養育費 P49参照

エ 面会交流 P50参照

ごぞんじですか？ 無戸籍について

最近、子をめぐむ問題として、「無戸籍児問題」とか「離婚後300日問題」などという言葉を目にすることがありませんか。それは、どのような問題なのでしょう。

子が出生した場合には、出生の届出をすることによって、その子が戸籍に記載されます。

「無戸籍児問題」とは、何らかの理由によって出生の届出をしないために、戸籍に記載されない子が存在するという問題です。

また、「離婚後300日問題」は、母が、元夫との離婚後300日以内に子を出産した場合には、その子は民法上元夫の子と推定されるため、子の血縁上の父と元夫が異なるときであっても、原則として、元夫を父とする出生の届出しか受理されず、戸籍上も元夫の子として扱われることになるという問題、あるいは、このような戸籍上の扱いを避けるために、母が子の出生の届出をしないことによって、子が戸籍に記載されず無戸籍になっているという問題のことです。

出生の届出をしないために無戸籍でお困りの方は、横浜地方法務局川崎支部にご相談ください。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

【HP】 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00047.html

【問合せ】横浜地方法務局川崎支局 044-244-4166

離婚によりひとり親になった方の手続き一覧

区役所・支所

※区役所・支所の問合せ先一覧はP58参照

手続き	内容	窓口	記載ページ
離婚の届出	裁判離婚の場合、成立・確定した日から10日以内の届出が必要です。	区民課住民記録第3係	
離婚後の氏の設定	離婚の際に使用していた氏を称する場合 ※離婚の日から3か月以内の届出が必要です。	区民センター住民記録・戸籍担当	
住所の異動	離婚後住所の変更がある場合		
個人番号カードの変更	氏・住所に変更がある場合	区民課住民記録第1係	
印鑑登録の変更	氏の変更により印鑑登録が抹消になる場合があります。	区民センター住民記録・戸籍担当	
国民健康保険の加入、 保険証の記載内容の変更	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合、 氏・住所・世帯主に変更がある場合	区民課住民記録第1係 区民センター住民記録・戸籍担当	
子の戸籍の変更	離婚届では、お子さんの戸籍に変動はありません。 ①②の順で手続きをする必要があります。		
	①子の氏の変更申立	家庭裁判所	
	②入籍届	区民課住民記録第3係 区民センター住民記録・戸籍担当	
児童手当の届出	受給者を変更する場合	区民課住民記録第2係	12
公立小中学校関係の届出	保護者や住所の変更がある場合	区民センター児童手当・就学担当	
認可保育所関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合		
児童扶養手当の申請	要件がありますので、詳しくは記載ページをご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当	12
ひとり親家庭等医療費助成の申請	要件がありますので、詳しくは記載ページをご覧ください。		14
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	保険年金課国保給付・医療費助成係 区民センター保険年金係	
重度障害者医療の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合		
年金の届出	第3号被保険者だった場合、第1号被保険者に切替える必要があります。	保険年金課国民年金係 区民センター保険年金係	
障害者手帳(身体障害・知的障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齡・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齡・障害担当	
障害者手帳(精神障害)の届出	氏・住所に変更がある場合		
自立支援医療(精神通院)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齡・障害課精神保健係	
自立支援医療(更生医療)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齡・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齡・障害担当	
自立支援医療(育成医療)の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合		
小児慢性特定疾病の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課	
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合		
障害児福祉手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合		
障害福祉サービス・障害児通所 支援事業の届出	受給者の変更がある場合	地域みまもり支援センター 高齡・障害課 障害者支援係・精神保健係 地区健康福祉ステーション高齡・障害担当	

その他

手続き	内容	窓口	記載ページ
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税:川崎南税務署(川崎・幸区) 川崎北税務署(中原・高津・宮前区) 川崎西税務署(多摩・麻生区) 住民税:かわさき市税事務所(川崎・幸区) こすぎ市税分室(中原区) みそのうち市税事務所(高津・宮前区) しんゆり市税事務所(多摩・麻生区)	
厚生年金の分割の届出	婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間の合意の上で、分割することができます。原則として、離婚した日の翌日から2年以内に年金事務所等での手続きが必要です。	川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所(中原・高津・宮前・多摩・麻生区)	
預貯金の名義変更	氏・住所に変更がある場合	各金融機関	
郵便物の取扱い変更	氏・住所に変更がある場合	(株)日本郵便お客様サービス相談センター	
公共料金(電気・ガス・水道・電話)の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問合せください。	
自動車運転免許証の変更	氏・住所に変更がある場合	住所地の警察署	
パスポートの変更	氏・住所に変更がある場合	神奈川県パスポートセンター	
不動産の登記の変更	氏・住所に変更がある場合	不動産のある市町村を管轄している法務局	
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問合せください。	

死別によりひとり親になった方の手続き一覧

区役所・支所で

※区役所・支所の問合せ先一覧はP58参照

手続き	内容	窓口	記載ページ
死亡の届出	死亡の事実を知った日から7日以内の届出が必要です。	区民課住民記録第3係 区民センター住民記録・戸籍担当	
世帯主変更の申請	3人以上の世帯において、世帯主が亡くなった場合に新しい世帯主を決めるための届出	区民課住民記録第1係 区民センター住民記録・戸籍担当	
国民健康保険の加入、保険証の記載内容の変更	配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合、世帯主等に変更がある場合	区民課住民記録第1係 区民センター住民記録・戸籍担当	
葬祭費の申請	国民健康保険の加入者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。	保険年金課国保給付・医療費助成係 区民センター保険年金係	
年金の届出	国民年金第1号被保険者のみの場合	保険年金課国民年金係 区民センター保険年金係	
	厚生年金のみ又は厚生年金と国民年金の両方の場合	川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所(中原・高津・宮前・多摩・麻生区)	
児童手当の届出	受給者を変更する場合		12
災害遺児等福祉手当の届出	要件がありますので、記載ページをご覧ください。	区民課住民記録第2係 区民センター住所記録・児童手当・就学担当	15
公立小中学校関係の届出	保護者・住所に変更がある場合		
認可保育所関係の届出	氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課	
児童扶養手当の申請	要件がありますので、詳しくは記載ページをご覧ください。	地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当	12
ひとり親家庭等医療費助成の申請	要件がありますので、詳しくは記載ページをご覧ください。		14
小児医療費助成の届出	氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合	保険年金課国保給付・医療費助成係 区民センター保険年金係	
重度障害者医療の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合		
障害者手帳(身体障害・知的障害)の届出	氏・住所に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齡・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齡・障害担当	
障害者手帳(精神障害)の届出	氏・住所に変更がある場合		
自立支援医療(精神通院)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齡・障害課精神保健係	
自立支援医療(更生医療)の届出	氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター高齡・障害課障害者支援係 地区健康福祉ステーション高齡・障害担当	
自立支援医療(育成医療)の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合		
小児慢性特定疾病の届出	氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合	地域みまもり支援センター児童家庭課	
特別児童扶養手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	地域みまもり支援センター	
障害児福祉手当の届出	受給者の世帯変更等の必要がある場合	高齡・障害課 障害者支援係・精神保健係	
障害福祉サービス・障害児通所支援事業の届出	受給者の変更がある場合	地区健康福祉ステーション高齡・障害担当	

ひとり親になるいきなりなしたとき

その他

手続き	内容	窓口	記載ページ
税金について	所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。	所得税:川崎南税務署(川崎・幸区) 川崎北税務署(中原・高津・宮前区) 川崎西税務署(多摩・麻生区) 住民税:かわさき市税事務所(川崎・幸区) こすぎ市税分室(中原区) みぞのくち市税事務所(高津・宮前区) しんゆり市税事務所(多摩・麻生区)	
葬祭費・埋葬費等の申請	社会保険の加入者で葬祭等を行った方に支給されます。	協会けんぽ加入の方…全国健康保険協会支部 健康保険組合加入の方…各健康保険組合	
遺族基礎年金の届出	詳しくは右記にお問合せください。	保険年金課国民年金係 区民センター保険年金係	13
遺族厚生年金の届出	詳しくは右記にお問合せください。	川崎年金事務所(川崎・幸区) 高津年金事務所(中原・高津・宮前・多摩・麻生区)	14
労災保険の葬祭料 遺族補償年金の請求	詳しくは右記にお問合せください。	亡くなった方の勤務先を所管する 労働基準監督署	
保険金の請求	詳しくは右記にお問合せください。	生命保険会社等	
医療費控除の還付		川崎南税務署(川崎・幸区)	
死亡者の所得税の確定申告	詳しくは右記にお問合せください。	川崎北税務署(中原・高津・宮前区)	
相続税の申告		川崎西税務署(多摩・麻生区)	
相続した預貯金の支払い請求 預貯金の名義変更	詳しくは右記にお問合せください。	各金融機関	
自動車運転免許証の変更	氏・住所に変更がある場合	住所地の警察署	
郵便物の取扱い変更	氏・住所に変更がある場合	(株)日本郵便お客様サービス相談センター	
公共料金 (電気・ガス・水道・電話)の変更	氏・住所に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問合せください。	
パスポートの変更	氏・住所に変更がある場合	神奈川県パスポートセンター	
不動産の登記の変更	氏・住所に変更がある場合	不動産のある市町村を管轄している法務局	
生命保険等の手続き	氏・住所・受取人に変更がある場合	各種ご契約されているところへお問合せください。	

未婚の親になった方の手続き一覧

区役所・支所で

※区役所・支所の問合せ先一覧はP58参照

手続き	内容	窓口	記載ページ
妊娠の届出 母子健康手帳の交付	妊娠と診断されたら、早めに提出してください。	地域みまもり支援センター地域支援課 地区健康福祉ステーション地区支援担当	
出生の届出	出生した日を含めて14日以内に提出してください。	区民課住民記録第3係 区民センター住民記録・戸籍担当	
個人番号通知書の受取	出生届を提出された後、概ね1か月前後で個人番号通知書が簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。	区民課住民記録第1係 区民センター住民記録・戸籍担当	
国民健康保険出産育児一時金の申請	出産した方が、国民健康保険に加入している場合	保険年金課国保給付・医療費助成係 区民センター保険年金係	
児童手当の申請	要件がありますので、記載ページをご覧ください。	区民課住民記録第2係 区民センター住民記録児童手当・就学担当	12
児童扶養手当の申請	要件がありますので、記載ページをご覧ください。	地域みまもり支援センター児童家庭課 地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当	12
ひとり親家庭等医療費助成の申請	要件がありますので、記載ページをご覧ください。	保険年金課国保給付・医療費助成係	14
小児医療費助成の申請	要件がありますので、詳しくは窓口までお問合せください。	区民センター保険年金係	
寡婦(夫)控除みなし適用の申請	要件がありますので、記載ページをご覧ください。	各利用事業の申請窓口	16

制度一覽

*…備考欄参照

主な施策	家庭状況			子の年齢		所得制限		備考	記載ページ
	母子	父子	寡婦(注)	不問	20歳未満	18歳未満	あり		
お金の関係について	児童手当	●	●			*	●		12
	児童扶養手当	●	●			*	●		12
	災害遺児等福祉手当	●	●				●	●	15
	ひとり親家庭等医療費助成	●	●			*	●		14
	JR通勤定期券割引制度	●	●	*	●		●		15
	ひとり親家庭等通勤交通費助成金	●	●			*	●		15
	ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	●	●			*	●		15
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	●	●	●	*	*	*	*	18
	寡婦(夫)控除	*	*	*	*			*	16
	寡婦(夫)控除みなし適用	●	●			●	●		16
	非課税貯蓄制度	●	●			●	●	●	16
	遺族基礎年金	●	●			*	●	●	13
	国民年金保険料免除制度	●	●	●	●			●	18
	国民年金保険料納付猶予制度	●	●	●	●			●	19
	国民健康保険料の軽減・減免	●	●	●	●			●	19
子どもに関すること	生活保護	●	●	●	●			●	19
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	●	●	●	●			●	27
	子育て支援サービス(シルバー人材センター)	●	●				*		28
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(再掲)	●	●	●	*	*	*	*	30
	認可保育所等	●	●			*	●	●	24
	幼稚園	●	●			*	●	●	24
	病児・病後児保育	●	●			*	●	●	26
	一時保育	●	●			*	●	●	26
	川崎認定保育園保育料補助	●	●			*	●	●	24
	幼児園児保育料等補助金	●	●			*	●	●	25
	地域子育て支援センター	●	●			*	●	●	26
	ふれあい子育てサポート事業	●	●			*	●	●	27
	産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業	●	●			*	●	●	29
	産後ケア事業	●	●			*	●	●	29
	栄養食品(粉ミルク)支給	●	●			*	●	●	29
	こども文化センター	●	●		*		●	●	26
	わくわくプラザ	●	●			*	●	●	25
	子育て支援・わくわくプラザ事業	●	●			*	●	●	25
	児童相談所	●	●	●			●	●	5
	児童家庭支援センター	●	●	●			●	●	6
	日曜日保育	●	●			*	●	●	28
	就学援助	●	●			*	●	●	30
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(就学支度資金・修学資金)	●	●	●	●			●	30
	川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学金」の免除	●	●			*	●	●	31
	県立高校入学検定料等免除制度	●	●			*	●	●	31
	川崎市高等学校奨学金(入学支度金)	●	●			*	●	●	31
	川崎市高等学校奨学金(学費支度金)	●	●			*	●	●	32
	神奈川県高等学校奨学金	●	●			*	●	●	32
	高等学校等就学支援金	●	●			*	●	●	32
	神奈川県高校生等奨学給付金	●	●			*	●	●	33
	私立高等学校等生徒学費補助金	●	●			*	●	●	33
	神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金	●	●			*	●	●	33
	川崎市大学奨学金	●	●		*	*	●	●	34
	日本学生支援機構奨学金(第1種・第2種・給付)	●	●		*	*	●	●	34
	国の教育ローン	●	●		*	*	●	●	34
あしなが奨学金	●	●		*	*	●	●	35	
交通遺児育英会奨学金	●	●		*	*	●	●	35	
生活福祉資金(教育支援資金)	●	●	●	*	*	●	●	35	
フレンドリースペース	●	●			*	●	●	36	
母子・父子福祉センターサン・ライブ事業	●	●	●	●		●	●	38	
高等職業訓練促進給付金等事業	●	●			●	●	●	39	
高等職業訓練促進資金貸付事業	●	●			●	●	●	40	
自立支援教育訓練給付金事業	●	●			●	●	●	39	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	●	●			●	●	●	35	
だいJOBセンター	●	●	●	●			●	5	
すくらむ21(再掲)	●	●	●	●			●	5	
キャリアサポートかわさき	●	●	●	●			●	8	
コネクションかわさき(かわさき若者サポートステーション)	●	●	●	*	*	*	●	8	
福祉人材バンク	●	●	●	●			●	8	
ハローワーク	●	●	●	●			●	6	
福祉から就労・自立サポート窓口	●	●	*	●		*	*	7	
求職者支援制度	●	●	●	●			●	40	
職業能力開発施設等	●	●	●	●			●	43	
母子・父子福祉センターサン・ライブ事業(再掲)	●	●	●	●			●	47	
ひとり親家庭応援メルマガの配信	●	●	●	●			●	27	
ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲)	●	●	●	●			●	27	
すまいの相談窓口	●	●	●	●			●	45	
家事援助サービス(シルバー人材センター)	●	●	●	●			●	47	
公営住宅(市営住宅・県営住宅)	●	●			●	●	●	45	
居住支援制度	●	●	●	●			●	45	
母子生活支援施設	●	●			●	●	●	5	
母子緊急一時保護	●	●			●	●	●	45	
住居確保給付金	●	●	●	●		●	●	46	
だいJOBセンター(再掲)	●	●	●	●			●	5	
つくし会	●	●	●	●			●	47	
シングルマザーほっとサロン事業	●	●	●	●			●	47	
かながわ外国人すまいサポートセンター	●	●	●	●			●	45	
川崎市国際交流センター	●	●	●	●			●	9	
障害者相談支援センター	●	●	●	●			●	45	
川崎市DV相談支援センター	●	●	●	●			●	10	

(注) 寡婦:かつて母子家庭の母であった配偶者のいない方

相談窓口一覧

法律関係

市外局番:044

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間	記載ページ
弁護士相談	各区役所での弁護士による法律問題全般の相談	サンキューコールかわさき 200-3939	左記に問合せください。	
女性弁護士相談	親権、養育費等に関する相談 (面談のみ、離婚によりひとり親家庭となる予定の方の相談可)	母子・父子福祉センターサン・ライヴ	毎月第2金(8月は休み) 18:30~20:00 奇数月第4金 13:30~15:00	3
女性弁護士による法律相談	離婚・相続・職場内でのセクハラ(性的いやがらせ)や不当解雇など、女性が出会う法律にかかわる問題についての相談(面談のみ)	ハローウィメンズ110番 811-8600	第1・第3木 13:00~16:00	
法律相談	困りごとに応じた法制度や手続きについての案内	法テラス	9:00~17:00(土日、祝日除く)	3
養育費・面会交流	養育費の取り決めや請求、面会交流の取り決め等に関する相談	養育費相談支援センター	平日(水を除く) 10:00~20:00 水(祝日を除く) 12:00~22:00 土・祝日 10:00~18:00	4
		FPIC横浜ファミリー相談室	10:00~16:30(土日、祝日除く)	4

子育て・教育のこと

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間	記載ページ
女性コーナー(妊産婦等健康相談)	女性のライフサイクルに沿った、心や体の健康に関する相談(妊娠中、出産、不妊、不育、思春期、更年期等)	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援)	8:30~17:00(土日、祝日除く)	
産後の健康相談	産後のお母さんの健康の確認と相談		左記にお問合せください。	
妊娠・出産SOS	思いがけない妊娠や出産への不安で戸惑っている方 誰にも相談できずに悩んでいる方への相談	川崎市助産師会 819-4635	13:00~16:00(土日、祝日除く) 13:00~18:00(金のみ)	
育児相談	0歳から就学前のお子さんの健康や育児についての相談	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援)	8:30~17:00 実施日は左記にお問合せください。	
幼児相談	心理相談員による1歳から就学前のお子さんの言葉や社会性、親子関係についての相談			
乳幼児特別相談	0歳から就学前のお子さんの疾病や発達上の相談			
アレルギー相談	気管支ぜん息、アレルギー疾患などに関する相談			
母子保健相談	育児での不安や悩みごと、産後の母子の健康等についての相談			
乳幼児歯科相談	0歳から就学前のお子さんのお口のケアに関する相談	歯科保健 南部担当(川崎区・幸区・中原区)201-3182 歯科保健 北部担当(高津区・宮前区・多摩区・麻生区)935-5397		
療育相談	0歳から18歳未満のお子さんの発達の遅れや身体障害等の相談	各地域療育センター	8:30~17:00(土日、祝日除く)	
発達相談	0歳から18歳未満のお子さんの発達障害またはその疑いがある方の心身や家庭・社会生活、就労の相談	発達相談支援センター 246-0939(新規相談専用)	9:00~17:00(土日、祝日除く)	
子ども・子育て相談	0歳から18歳未満のお子さんの家庭での生活、就園、就学、学校生活等の相談	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援) 地区健康福祉ステーション(地区支援担当)	8:30~17:00(土日、祝日除く)	
児童相談	0歳から18歳未満のお子さんの養育、虐待、非行、不登校の相談	各児童相談所	8:30~17:00(土日、祝日除く)	
児童虐待相談	0歳から18歳未満のお子さんの虐待についての電話相談	児童虐待防止センター 0120-874-124	24時間	
教育相談	小学校から高校生までの学校での学習、友人関係、いじめ、不登校、進路等の相談	教育委員会教育相談室 200-3288・200-3289	9:30~17:00(土日、祝日除く)	
		総合教育センター 塚越相談室 541-3633	9:00~18:00	
		総合教育センター 溝口相談室 844-3700	9:00~16:30(土日、祝日除く)	
思春期保健相談	思春期の身体や性に関する相談	各区地域みまもり支援センター 地域支援課(地区支援)	8:30~17:00 実施日は左記にお問合せください。	
思春期精神保健電話相談	概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談	精神保健福祉センター 200-3246	8:30~12:00(土日、祝日除く) 13:00~17:15(土日、祝日除く)	
電話相談ホットライン	小学校から高校生までの体罰や先生との関係についての相談	教育委員会教育相談室 200-3289	9:30~17:00(土日、祝日除く)	
24時間子供SOS電話相談	小学校から高校生までのいじめ問題やその他子どものSOS全般	総合教育センター 522-3293	24時間	
児童・青少年電話相談	いじめ、不登校、非行、対人関係等の相談	542-1567	9:00~20:00(土日、祝日除く)	

仕事のこと

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間	記載ページ
求人・就職	母子・父子・寡婦の就職、転職、資格取得に関する相談	母子・父子福祉センターサン・ライヴ	記載ページをご覧ください。	3
	一般の人の求人・求職	ハローワーク	記載ページをご覧ください。	6
	福祉関係の仕事希望する方の求人・求職	福祉人材バンク	記載ページをご覧ください。	8
	就職相談・職業紹介	キャリアサポートかわさき	記載ページをご覧ください。	8
	働くことに不安を抱えている15歳~49歳の方とその家族の相談	コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)	記載ページをご覧ください。	8
	失業等により生活にお困りの方の相談	だいJOBセンター	記載ページをご覧ください。	5
	女性の再就職・転職・就労継続相談	すくらむ21 813-0808	原則月3回 1日につき4枠 左記にお問合せください。	5

住居関係

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間	記載ページ
住まいのこと	転居や居住の安定に関わる相談	すまいの相談窓口	8:30~12:00、13:00~17:00 (土日、祝日除く)	43
	障害者の方の相談	各障害者相談支援センター	各区高齢・障害課又は各地区 高齢・障害担当にお問合せください。	43
	外国人の方の相談	かながわ外国人すまいサポートセンター	10:00~17:00 (土日、祝日除く)	10
	失業等により生活にお困りの方の相談	だいJOBセンター	10:00~18:00 (土日、祝日除く)	44

その他

相談種別	相談内容	問合せ先	相談時間	記載ページ
生活相談	母子・父子・寡婦のための生活相談	母子・父子福祉センターサン・ライヴ	記載ページをご覧ください。	3
生活相談(外国人の方)	多言語による生活のお困りごとへの相談	川崎市国際交流センター	記載ページをご覧ください。	9
女性のための電話相談	匿名による女性の様々な悩みに対する相談	ハローウィメンズ110番 811-8600	日 12:00~17:00 / 月・火・水・木 10:00~15:00 / 金 15:00~20:00	
女性のための面接相談	女性相談員による女性の様々な悩みに対する相談	ハローウィメンズ110番 811-8600	第1・第3木 10:00~12:00 第4金 16:00~20:00	
サポートグループ相談	ファシリテーターや参加者とともに学び一緒に考える講座	ハローウィメンズ110番 811-8600	左記にお問合せください。	
男性のための電話相談	男性相談員による男性の様々な悩みの相談	男性のための電話相談 専用電話 814-1080	水 18:00~21:00	
こころの電話相談	こころについての悩み相談全般	川崎市精神保健福祉センター 246-6742	9:00~21:00 (土日、祝日除く)	
人権・権利の相談	男女平等にかかわる人権の侵害の相談	川崎市人権オンブズパーソン 813-3111	月・水・金 13:00~19:00 土 9:00~15:00(祝日除く)	9
	子どもの権利の侵害に関する相談	川崎市人権オンブズパーソン 813-3110	月・水・金 13:00~19:00 土 9:00~15:00(祝日除く)	9
	人権に関する様々な相談	かわさき人権相談ダイヤル 200-2359 横浜地方法務局川崎支局 244-4166 各区役所地域振興課	左記にお問合せください。	
DV相談	配偶者等からの暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)の被害に関する相談	川崎市DV相談支援センター 200-0845	9:30~16:30 (土日、祝日除く)	10
障害のある方の相談	暮らし・仕事・健康・住居等、様々な問題に関する相談	各障害者相談支援センター	各区高齢・障害課又は各地区 高齢・障害担当にお問合せください。	43
戸籍に記載されていない方の相談	無戸籍の子を戸籍に記載するための手続きに関する相談	横浜地方法務局川崎支局 244-4166	左記にお問合せください。	

いざというときの連絡先

相談種別	相談内容	問合せ先	受付時間	記載ページ	
医療	夜間、子どもの体調のことで判断に迷った場合、対処法や医療機関受診の必要性等の相談	かながわ小児救急ダイヤル #8000 045-722-8000	毎日 18:00~24:00		
	これから受診できる市内医療機関の案内(歯科を除く) ※医療相談は対象外です。	川崎市救急医療情報センター 739-1919(オペレーター対応) 739-3399(コンピュータ音声ガイダンス)	24時間 365日		
	休日(夜間)の初期診療(内科・小児科)	※専門的な治療が必要な場合は、別の医療機関を案内することがあります。 ※投薬は原則1日分のため、翌日に「かかりつけ医」等で受診してください。	川崎休日急患診療所 (川崎区富士見1-1-1) 211-6555	日・祝日・年末年始(12/30~1/4) 9:00~11:30/13:00~16:00	
			幸休日急患診療所 (幸区戸手2-12-12) 555-0885	日・祝日・年末年始(12/30~1/4) 9:00~11:30/13:00~16:00	
			中原休日急患診療所 (中原区小杉町3-26-7医師会館2階) 722-7870	日・祝日・年末年始(12/30~1/4) 9:00~11:30/13:00~16:00	
			高津休日急患診療所 (高津区溝口5-15-5) 811-9300	日・祝日・年末年始(12/30~1/4) 9:00~11:30/13:00~16:00	
			宮前休日急患診療所 (宮前区東有馬2-13-3) 853-2133	日・祝日・年末年始(12/30~1/4) 9:00~11:30/13:00~16:00	
			多摩休日急患診療所 (多摩区登戸1775-1) 933-1120	日・祝日・年末年始(12/30~1/4) 9:00~11:30/13:00~16:00 ※内科は毎日 18:30~22:30 も受付	
			麻生休日急患診療所 (麻生区万福寺1-5-3) 966-2133	日・祝日・年末年始(12/30~1/4) 9:00~11:30/13:00~16:00	
	夜間(休日)の初期診療(小児科)		南部小児急病センター (市立川崎病院内) 233-5521 ※要事前連絡	毎日 17:00~翌朝8:30 土日祝日・年末年始(12/29~1/3) 24時間	
中部小児急病センター (日本医科大学武蔵小杉病院内) 733-5181			毎日18:30~23:00		
北部小児急病センター (多摩休日急患診療所内) 933-1120			毎日18:30~翌朝5:30		
年末年始等急患歯科診療		歯科医師会館診療所 (川崎区砂子2-10-10) 233-4494	ゴールデンウィーク(5/3~5/5)・年末年始(12/30~1/3) 9:00~11:30/13:00~16:00		
		中原歯科保健センター (中原区小杉町2-288-4) 733-1248			
		百合丘歯科保健センター (麻生区高石4-15-5) 966-2261			

区役所・支所の問合せ先一覧

市外局番：044

区役所・支所名	担当	電話番号	
川崎区役所	区民課(住民記録第1係)	201-3143	
	区民課(住民記録第2係)	201-3141	
	区民課(住民記録第3係)	201-3145	
	保険年金課(国保給付・医療費助成係)	201-3277	
	保険年金課(国民年金係)	201-3155	
	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	児童家庭課	201-3219
		保護課	201-3218
		高齢・障害課(障害者支援係)	201-3215
		地域支援課(地区支援係)	201-3214
		地域支援課(地域サポート係)	201-3206
		高齢・障害課(精神保健係)	201-3213
		大師支所	区民センター住民記録・児童手当・就学担当
	区民センター住民記録・戸籍担当		271-0139
	区民センター保険年金係		271-0159
	大師地区健康福祉ステーション	地区支援担当	271-0145
		児童家庭サービス担当	271-0150
		保護課	271-0149
		高齢・障害担当	271-0162
		田島支所	区民センター住民記録・児童手当・就学担当
区民センター住民記録・戸籍担当	322-1971		
区民センター保険年金係	322-1987		
田島地区健康福祉ステーション	地区支援担当	322-1978	
	児童家庭サービス担当	322-1999	
	保護課	322-1997	
	高齢・障害担当	322-1984	
	幸区役所	区民課(住民記録第1係)	556-6616
区民課(住民記録第2係)		556-6615	
区民課(住民記録第3係)		556-6617	
保険年金課(国保給付・医療費助成係)		556-6722	
保険年金課(国民年金係)		556-6621	
地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)		児童家庭課	556-6688
		保護課	556-6723
		高齢・障害課(障害者支援係)	556-6654
		地域支援課(地区支援係)	556-6648
		地域支援課(地域サポート係)	556-6693
中原区役所	区民課(住民記録第1係)	744-3175	
	区民課(住民記録第2係)	744-3172	
	区民課(住民記録第3係)	744-3185	
	保険年金課(国保給付・医療費助成係)	744-3202	
	保険年金課(国民年金係)	744-3206	
	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	児童家庭課	744-3263
		保護課	744-3295
		高齢・障害課(障害者支援係)	744-3265
		地域支援課(地区支援係)	744-3261
		地域支援課(地域サポート係)	744-3268
高齢・障害課(精神保健係)	744-3297		

区役所・支所名	担当	電話番号	
高津区役所	区民課(住民記録第1係)	861-3163	
	区民課(住民記録第2係)	861-3161	
	区民課(住民記録第3係)	861-3165	
	保険年金課(国保給付・医療費助成係)	861-3178	
	保険年金課(国民年金係)	861-3176	
	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	児童家庭課	861-3250
		保護課	861-3254
		高齢・障害課(障害者支援係)	861-3252
		地域支援課(地区支援係)	861-3315
		地域支援課(地域サポート係)	861-3259
宮前区役所	区民課(住民記録第1係)	856-3144	
	区民課(住民記録第2係)	856-3141	
	区民課(住民記録第3係)	856-3147	
	保険年金課(国保給付・医療費助成係)	856-3275	
	保険年金課(国民年金係)	856-3154	
	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	児童家庭課	856-3258
		保護課	856-3241
		高齢・障害課(障害者支援係)	856-3304
		地域支援課(地区支援係)	856-3302
		地域支援課(地域サポート係)	856-3308
多摩区役所	区民課(住民記録第1係)	935-3154	
	区民課(住民記録第2係)	935-3152	
	区民課(住民記録第3係)	935-3156	
	保険年金課(国保給付・医療費助成係)	935-3231	
	保険年金課(国民年金係)	935-3165	
	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	児童家庭課	935-3297
		保護課	935-3289
		高齢・障害課(障害者支援係)	935-3302
		地域支援課(地区支援係)	935-3264
		地域支援課(地域サポート係)	935-3101
麻生区役所	区民課(住民記録第1係)	965-5122	
	区民課(住民記録第2係)	965-5121	
	区民課(住民記録第3係)	965-5123	
	保険年金課(国保給付・医療費助成係)	965-5264	
	保険年金課(国民年金係)	965-5153	
	地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	児童家庭課	965-5158
		保護課	965-5345
		高齢・障害課(障害者支援係)	965-5159
		地域支援課(地区支援係)	965-5157
		地域支援課(地域サポート係)	965-5160
	高齢・障害課(精神保健係)	965-5259	

まなざし
ひとり親家庭サポートガイドブック

平成30年3月 初版発行

平成30年7月 第2版

令和元年6月 第3版

令和2年7月 第4版

発行 川崎市子ども未来局子ども支援部子ども家庭課
川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044 (200) 2672

ひとり親家庭応援メルマガ

ひとり親家庭の方に役立つ様々な支援施策や役立つ情報を、メールマガジンとして配信しています。

【配信登録方法】

- ①QRコードを読み取り、空メールを送信
- ②配信サービスから「ひとり親家庭応援メルマガ」を選択



【問合せ】

こども未来局こども家庭課 044-200-2672

ひとり親家庭 応援ツイッター

手続き時期のご案内など、ホットな話題を発信します。



川崎市ホームページ 「ひとり親家庭のために」

川崎市のひとり親家庭の方向けの情報を掲載しています。

また、川崎市子育て応援ナビでは、川崎市の子育て情報を掲載しています。



川崎市 ひとり親

検索

ひとり親家庭等 支援における 新型コロナウイルス 感染症対応について

生活を支えるための支援のご案内

厚生労働省が、ひとり親家庭等をはじめ国民全体の支援策について、まとめて掲載しています。



生活を支える支援のご案内

検索

やさしい日本語、
多言語版は
コチラ



母子・父子福祉センターサン・ライヴのホームページ

生活・就業支援の情報を掲載しています。

川崎市母子・父子福祉センター

検索

